

平成 29 年 度

八代市議会経済企業委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 9月定例会付託案件 2
 - 1. 所管事務調査 3 3
-

平成 29 年 10 月 11 日 (水曜日)

経済企業委員会会議録

平成29年10月11日 水曜日

午前10時01分開議

午後 2時38分開議（実時間190分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第72号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分）

1. 議案第73号・平成29年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算・第1号

1. 議案第74号・平成29年度八代市水道事業会計補正予算・第1号

1. 議案第76号・和解及び損害賠償の額を定めることについて

1. 議案第84号・八代市企業立地促進に関する固定資産税の課税免除を定める条例及び八代市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

1. 議案第69号・平成28年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

1. 議案第70号・平成28年度八代市病院事業会計決算の認定について

1. 陳情第3号・細川三斎公御茶毘所甘棠園跡地周辺の整備について

1. 陳情第4号・八代市食肉センター跡地利活用について

1. 陳情第7号・森林環境税（仮称）の早期実現に関する意見書の提出方について

1. 所管事務調査

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査

・病院・水道事業に関する諸問題の調査

（農業委員会法の改正と本市の対応状況について）

（八代民俗伝統芸能伝承館（仮称）の整備について）

○本日の会議に出席した者

委員長 成松 由紀夫 君

副委員長 西濱 和博 君

委員 亀田 英雄 君

委員 北園 武広 君

委員 庄野 末藏 君

委員 高山 正夫 君

委員 増田 一喜 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

農林水産部長 黒木 信夫 君

農林水産部次長 橋 永高 徳 君

農業振興課長兼
食肉センター場長 豊田 浩史 君

農林水産政策課長 小堀 千年 君

農林水産政策課副主幹
兼営農支援室長 田島 良洋 君

経済文化交流部長 辻 本士 誠 君

経済文化交流部次長 福元 章三 君

経済文化交流部次長 桑原 真澄 君

理事兼スポーツ振興課長 下村 孝志 君

商工政策課長 豊本 昌二 君

文化振興課長 一村 勲 君

部局外

水道局長 宮本 誠司 君

市立病院長 森崎 哲朗 君

市立病院事務部
事務長兼医事係長 田中 智樹 君

農業委員会事務局長 橋本 勇二 君

○記録担当書記 増田 智郁 君

（午前10時01分 開会）

○委員長（成松由紀夫君） それでは定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから経済企業委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第72号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第72号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第5款・農林水産業費及び第10款・災害復旧費について、農林水産部から説明を願います。

○農林水産部長（黒木信夫君） 改めましておはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

ただいま議案となっております議案第72号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分につきまして、農林水産部の橋永次長より説明をいたしますので、御審議方よろしく願います。

○農林水産部次長（橋永高德君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農林水産部次長の橋永でございます。よろしく願います。座って御説明させていただきます。

それでは、議案第72号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会に付託されました農林水産部関係について御説明いたします。別冊の一般会計補正予算書の14ページをお開きください。

款5・農林水産業費、項1・農業費、目3・農業振興費で、補正額1億1881万4000円を計上し、補正後の金額を20億4037万

2000円とするものです。

説明欄の事業ごとに御説明いたします。

まず、山村振興関係事業として、補正額700万円を計上しております。これは、県の中山間農業モデル地区支援交付金を活用し、中山間地のモデル地区として指定された鶴喰地区が策定したビジョンに基づき、基盤整備事業や施設整備など、地域を総合的に支援するために要する経費を補助するものでございます。

事業実施主体は、農事組合法人鶴喰の花村で、補助の内訳としましては、暗渠排水整備や土壌改良など基盤整備として108万4000円、簡易ハウス施設や田植え機導入など、施設整備として591万6000円の補助を行います。

なお、特定財源としましては、全額県支出金を予定いたしております。

続きまして、経営体育成支援事業（豪雨災害関連）としまして、6145万8000円を計上しております。これは、7月4日の台風3号などにより被災した中心経営体等の農業経営の改善に必要な支援を行うものでございます。

内容としましては、人・農地プランに位置づけられた中心経営体等が融資機関から融資を受け、被災したハウスなどを復旧する際、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援する融資主体型補助事業補助金でございます。

なお、本事業の計上額にきましては、被害状況調査により把握している被害額をもとに積算しております。具体的には、ハウスの被害2億486万1000円に補助率10分の3を乗じて、6145万8000円としているところで

す。

特定財源としましては、全額県支出金を予定いたしております。

続きまして、台風被害復旧対策事業（豪雨災害関連）としまして、4988万7000円を

計上しております。こちらは、7月4日の台風3号により被災した園芸農家の経営再建に向けた取り組みへの緊急支援をソフト事業とハード事業により行うものでございます。

ソフト事業の内容といたしましては、台風被害農産物生産復旧支援事業88万7000円となり、内訳は土壌病害対策が25万8000円、病害まん延防止等対策が62万円、生育対策9000円となっております。

なお、ソフト事業の特定財源としましては、全額県支出金を予定しております。

ハード事業の内訳としましては、台風被害生産施設復旧対策事業4900万円としております。こちらの事業も先ほど説明しました経営体育成支援事業と同様に被害金額をもとに積算しております。具体的には、被害金額2億486万1000円からみなし共済金8194万4000円を差し引いた額である1億2291万7000円に補助率10分の4を乗じ、端数を切り捨てたところで4900万円としているところです。

なお、ハード事業の特定財源としましては、県支出金を2450万円予定いたしております。

ただいま御説明いたしました経営体育成支援事業と台風被害復旧対策事業は、豪雨災害関連事業としては類似の事業となりますが、この2つの事業の相違点を簡単に申し上げますと、経営体育成支援事業は融資機関からの融資残について補助を行うものであること、被災農業者が人・農地プランに位置づけられた中心経営体等であること、補助額の財源は全額国であることに対し、台風災害復旧対策事業のハード事業は、融資を受けることや人・農地プランに位置づけられるなどの条件を満たさない被災農業者に対しても、県による単県補助と市の単独補助による復旧支援を行うものであることとでございます。補助率の違いや限度額の設定などに違いがあり、被災事業主体ごとに当該要件を整理しながら、

それぞれに利用できる事業について精査をしていく必要がございます。

なお、これらの事業内容の比較表については、別冊になりますが、平成29年度9月補正の概要の5ページの後段に比較表を掲載いたしております。

続きまして、目8・農地費では、補正額1000万円を計上し、補正後の金額を11億8964万3000円とするものです。説明欄の農地耕作条件改善事業については、来年度に整備を予定していた事業について、国の予算措置により前倒して実施が可能となったため、事業に要する経費を補正するものです。

事業の内容といたしましては、下村内田地区の配水路の改修に係る工事請負費1000万円となっております。

なお、特定財源としましては、県支出金650万円、市債310万円を予定いたしております。

続きまして、目9・水田営農活性化対策推進事業費では、補正額550万2000円を計上し、補正後の金額を2574万8000円とするものです。くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業としまして、436万円を計上いたしております。これは、県のくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金を活用し、農地集積化による目標面積の増加に対応するため、面積増加分に対応できるコンバインの導入に要する経費の一部を補正するものでございます。

事業実施主体はアグリ平和で、事業内容としましては、4条刈りの自脱型コンバインの1台の導入、総事業費は941万8000円であり、補助金額は総事業費から消費税を除いた額の2分の1に当たる436万円となっております。

なお、特定財源としましては、全額県支出金を予定いたしております。

次の飼料用米等利用拡大支援事業としまして、114万2000円を計上いたしております。

これは、県の飼料用米等利用拡大支援事業補助金を活用し、飼料用米の給与量、給与方法の検討、価格低減を図るため、籾米サイレージ調整技術の習得及び技術向上への支援や、籾米サイレージの給与実証支援に要する経費の一部を補正するものでございます。

実施主体は八代ワラ収集組合で、主な事業内容といたしましては、籾米サイレージ製造にかかわる資材の購入、籾米サイレージを与えた牛の記録観察、体重測定などです。総事業費は114万2000円であり、補助金額は同額となっております。

なお、特定財源としましては、全額県支出金を予定いたしております。

資料の15ページをお願いいたします。

農林水産業費、項2・林業費、目2・林業振興費で、補正額207万2000円を計上し、補正後の金額を1億1643万円とするものです。森林災害復旧事業といたしまして、207万2000円を計上いたしております。こちらは、6月24日から25日にかけての梅雨前線豪雨により被災した林業作業道の災害復旧に係る経費について、事業主体である森林組合に補助するものでございます。

内容としまして、小石線のほか3路線、被災延長7352メートルの森林作業道補修にかかわる総事業費296万円に対し、市の補助要項に基づき総事業費の10分の7に当たる207万2000円を補助いたします。

資料の18ページをお願いいたします。

款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費、目1・農業施設災害復旧費で、補正額210万円を計上し、補正後の金額を2378万1000円とするものです。こちらは、6月24日から25日にかけての梅雨前線豪雨により被災した農業用施設の災害復旧に要する経費の一部を補正するものでございます。

内容といたしましては、坂本地区の百済来上

地区排水路の災害復旧工事210万円となっております。

特定財源としまして、県支出金として136万5000円、市債60万円を予定いたしております。

続きまして、目2・林道施設災害復旧費では、補正額5630万1000円を計上し、補正後の金額を7543万9000円とするものです。こちらは、6月24日から25日にかけての梅雨前線豪雨により被災した林道の災害復旧費について補正するものでございます。

内訳を申し上げます。委託料として、泉地区の林道菊池人吉線の地質調査業務に360万、橋梁詳細設計費216万円の合計576万円となっております。

また、工事請負費として泉地区の林道菊池人吉線ほか1路線で5054万1000円となっております。

特定財源といたしましては、県支出金3177万4000円、市債2000万円を予定いたしております。

以上で、一般会計補正予算・第4号中、農林水産部関係分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。

○委員（亀田英雄君） 経営体育成支援事業と台風被害復旧対策事業の説明を受けたんですが、7月4日の台風においてですよ、八代市域でどのくらいの農家さんが被害を受けられたのかという点と、台風被害のほうには受益戸数、数が書いてあつじやなかですか。で、こっち、経営体のほうは受益戸数はなかったですが、その受益戸数、こっちは何件あるのか。で、かぶるのかかぶらないのか、その辺をちょっともう少し詳しくお知らせください。

○農業振興課長兼食肉センター場長（豊田浩史

君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 農業振興課豊田でございます。

さっきの台風の被害についてでございますが、まず被害の内容としまして、ビニールハウスの破損、これが221件、内訳としまして野菜のビニールハウスとしましてトマト175件、メロン1件、イチゴ20件、あとアスパラ12件、エンドウ2件、キャベツ1件というふうになっております。

果樹のビニールハウスの被害、一部破損ということで、被覆材の破損でございます。3件で晩白柚1件、デコポン2件、花卉におきましても2件のビニールハウスが被災しております。

その後、ハウス本体の損壊状況ですが、70件でございます。これはビニールハウスの倒壊が17件となっております。一部の破損ということで53件上がっております。

主に園芸関係での被害は以上でございます。

○委員長(成松由紀夫君) よろしいですか。

○農業振興課長兼食肉センター場長(豊田浩史君) 今度の被害対策の件数ですが、県単独事業分、ハードでございますが、受益戸数が30戸、そしてハウスの件数が35件ということになっております。県の事業のみの対象と。このうち、全体では35件の農家さん、それと40件のハウスの件数があったんですが、このうち経営体育成支援事業のほうに転換される方、対象としまして、現時点で約9件ほどの方がそちらの対象になれるような状況になっております。まだ正式な審査ができておりませんが、そういうような数になっております。(委員亀田英雄君「なら、かぶらんとですたいね」と呼ぶ)

○農林水産政策課長(小堀千年君) ただいま豊田課長のほうが御説明しましたのを、少し私のほうから補足させていただきたいと思っております。

この経営体育成支援事業と県の事業のハード

部分、これ、かぶつとる人がいるかどうかという御質問、受益者がかぶつとるかという御質問かと思いますが、予算の概要のほうには被害額ということで今回計上させていただいておまして、70戸で2億400万の被害、これに10分の3の補助率を掛けて今回補正予算を計上しとるということでございますけども、その後、県のほうに提出いたしまして集計しました結果、国の経営体育成支援事業のほうは、今、豊田課長が申しましたように9戸の申請があったところでございます。県の事業と同時に、これ、受けることも可能なわけでございますが、一緒に受けられる方は、そのうちの5件が県と、この国の事業を同時に受けられるという状況でございます。

以上でございます。

○委員(亀田英雄君) 多くの方が被害を受けられつとですが、自分でやっば申請、自己申告で補助金の申請というのは行われるんですか。被害額とか、その基準っていうとはあつとですか。

○農業振興課長兼食肉センター場長(豊田浩史君) 基本的に自己申告が原則でございます。これは説明会など、JAの広報紙にもチラシを配りまして、あと経営体育成支援のほうは、認定農業者の方々には直接個別のメール配信などをして、事業の周知、告知を行ったところでございます。

あと、基準額ということでございましたが、事業対象基準額は、先ほど次長のほうが説明したとおりでございますが、県単事業のハウスの損壊の基準額は、単棟ハウス、簡易な単棟ハウスが10アール当たり300万円を基準、それと連棟ハウスになりますと、10アール当たり600万円を基準に被害額を算定しているところでございます。

以上でございます。

○農林水産政策課長(小堀千年君) 経営体育

成支援事業のほうも少し御説明させていただきますと、これ、事業を受けられるのは、下限額というのが決まっております、50万円以下のものは事業の対象とはならないということでございます。上限が300万円となっております。

以上でございます。

○委員（亀田英雄君） その50万円っていう金額はどなたの算定になるとですか。被害算定っていうとは。

○農林水産政策課長（小堀千年君） 復旧費用の事業費50万円という下限がございますけど、これは事業主体さん、農家さんに見積もりをいただいているということ、業者の方に見積もりをいただいている、それ以下のものであると、もうこの事業の対象にならないというようなことでございます。（委員亀田英雄君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。ほかにございませんか。

○委員（西濱和博君） 私もただいまの豪雨災害関連で、2つの事業について基本的なことをお尋ねしたいと思います。

台風豪雨等が発生して、関係の農家の皆さんが被災されたら、全壊とか一部の損壊等さまざまかと思っておりますけれども、この2つの財政支援措置を受けられる過程におきまして、当面農家が自前の資金をですね、繰り出すような必要が発生しているのかどうか、いわゆる自前で一旦対応して、後からお受け入れするとか、そういう状況も現にあるのかどうか念のため確認したいと思います。

○農業振興課長兼食肉センター場長（豊田浩史君） 県単独事業におきましては、ハード分も対象となっているほか、ソフト、緊急的に病害虫防除など行う必要がございます。特にイチゴの育苗段階におけますイチゴの苗、それと露地野菜の苗ですね、そういったものに対して病気が

が蔓延しないように防除、病害虫防除を行う必要があります。それを速やかに農家さんは対応されて、その分に対して後づけでこの事業採択を行うということになっております。

それと、露地野菜の育苗施設が倒壊した部分もございますので、それについてはもう早急に復旧を行っていただいた後で、対象事業採択という運びで進んでおりますので、まずは農家さんが自己資金で対応されたものを、被害額に応じて採択していくということで進めております。

以上でございます。

○農林水産政策課副主幹兼営農支援室長（田島良洋君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）営農支援室田島です。

経営体育成支援事業につきましても、県の事業と同様で、事前にですね、災害が起こった後、復旧された方が自前でされた分についても対象になりますし、これからですね、先、事業が採択された後ですね、復旧されるものについても対象になるということで、事業のほうを進めていくところでございます。

○委員（西濱和博君） それぞれの事業で仕組み、確認させていただきました。こういった不測の事態等に対しまして、国、県の財政支援ということで、手続上そういう形であるということとは私も理解をいたしました。

ただ、大きな被害を受けられた農家において、急な自己資金が必要になるということは、いろいろ経営上の課題が一方ではあるのかなというふうに思います。制度上やむを得ないということも理解しますが、こういう機会をとらまえて、実際、被害に遭われた方々の御意見等をですね、役所のほうでも耳を傾けていただき、機会があれば、県、国等においてですね、実際のお金の流れのプロセスでもう少し何かこう工夫だとか、融通がきかないか御検討いただければなというふうに思います。要望とさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○委員長（成松由紀夫君） 今、副委員長の要望内容、分をもってよろしいですか。

ほかに何かございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ここで、委員長からお願いですが、この豪雨災害関連、非常に生産者の方々に間違った情報が行っていたり、何割負担、何割補助っていうことですね、いろんな憶測も飛び交っているところがございます。そういったところも田島室長がしっかり丁寧に御説明されておられるところではございますが、担当部におかれてはですね、しっかり市民の方々に誤解のないような周知の徹底をよろしくお願い申し上げます。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で第5款・農林水産業費及び第10款・災害復旧費についてを終了します。

執行部入れかわりのため、小会いたします。

（午前10時27分 小会）

（午前10時29分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、歳出の第6款・商工費、第9款・教育費について、経済文化交流部から説明をお願いいたします。

○経済文化交流部長（辻本 士誠君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）経済文化交流部の辻本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第72号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第4号中、第6款・商工

費及び第9款・教育費の所管分につきまして、福元次長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○経済文化交流部次長（福元章三君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）経済文化交流部の福元と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、座って御説明させていただきます。

それでは、議案第72号・平成29年度八代市一般会計補正予算書・第4号の15ページをごらんください。

款6・商工費、項1・商工費、目2・商工振興費、補正額210万円を計上し、補正後の額が9億2712万円となっております。財源は一般財源でございます。

この内訳としまして、右端の説明欄に記載しておりますみなと八代フェスティバル事業への負担金でございます。このみなと八代フェスティバルの開催が今年度第30回記念となることから、過去最大となる全長151メートルの護衛艦さりさめの派遣が決定いたしましたので、その派遣に要する経費でございます。

内訳としましては、護衛艦の離着岸時に必要となるタグボート2隻分の費用198万2000円、また海上自衛隊員のおもてなしとして、市内中心部へ運行するシャトルバスの経費11万8000円でございます。

続きまして、その下段にあります目3・観光費、補正額197万4000円を計上し、補正後の額が3億4420万円となっております。財源は、特定財源の国、県支出金100万円、一般財源97万4000円でございます。

この内訳としまして、説明欄をごらんください。まず、泉観光施設管理運営事業として110万円、財源は県支出金100万円、一般財源10万円でございます。本事業は、県の癒しの森整備支援事業補助金を活用し、泉地域の観光

施設の1つでありますせんだん轟公園の県道から轟の滝へ向かう遊歩道の一部補修を行うために要する経費でございます。

内容としましては、転落防止柵の設置及び路面整備に係る修繕費110万円で、施工延長95メートルでございます。

次に、観光案内所（八代駅）管理運営事業として87万4000円、財源は一般財源でございます。本事業は、八代駅駅舎改築工事に伴い、平成29年12月から仮駅舎新築工事が始まりますので、工事車両等の妨げとならないよう、駅前広場に設置してあります観光看板の撤去等に要する経費でございます。なお、撤去時期につきましては、八代駅前で行われております八代妙見祭の演舞等に支障のない11月下旬を予定しております。

次に、17ページをごらんください。

款9・教育費、項8・社会教育費、目2・社会体育事業費、補正額168万6000円を計上し、補正後の額が2958万2000円となっております。財源は一般財源でございます。

この内訳としまして、右端の説明欄に記載しております大規模スポーツ大会等誘致事業として視察に要する費用でございます。これは、2年ごとに開催されます女子ハンドボール世界選手権大会が、平成31年11月30日から12月15日にかけて、熊本県のパークドーム熊本、アクアドームくまもと、山鹿市総合体育館、八代市総合体育館の4会場で開催が予定されております。この4会場の開催地である熊本県、熊本市、山鹿市、八代市が合同で世界大会の円滑な準備及び開催運営を行うため、ことしの12月1日から17日にかけて開催されます2017年ドイツ大会の視察に要する経費でございます。

内容としましては、ドイツ大会における運営状況、関連施設の視察、国際ハンドボール連盟との協議、調整に係る旅費3名分で168万6

000円でございます。なお、視察日程については、熊本県に設置してあります国際スポーツ大会推進事務局と調整の上、大会期間中でありまして12月1日から17日において、3泊5日程度を予定しております。

続きまして、その下段にあります目3・社会体育施設費、補正額792万4000円を計上し、補正後の額が2億3927万3000円となっております。財源は、地方債750万円、一般財源42万4000円でございます。

この内訳としまして、右端の説明欄に記載しております社会体育施設改修事業（地震災害関連）として行っています総合体育館及び東陽スポーツセンターの改修工事の不足額を補うものでございます。これは、国の公共建築工事積算基準の改定が行われたことに伴い、本市積算基準の改定を本年2月10日に行っておりますが、この時点で既に本工事の設計、積算は完了していたため、請負金額には改定された積算額が含まれていないことから、この改定に伴う不足額792万4000円でございます。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（亀田英雄君） 今の、最後の話ですね、市債が95%ですよね、今、東陽の体育館の話。これ、後で足らんだったけん、見積もり見直しとったけんが、不足分を払うっちゃう話ですよね。続けますけん、ちょっと待つてよ。で、750万円が市債で、補助金はなかったのかっちゃう話と、残りの5%はどこが、財源は何かという話です。

○理事兼スポーツ振興課長（下村孝志君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）スポーツ振興課下村と申します。よろしく願いいたします。

亀田委員お尋ねの件でございますけれども、今回の補正に伴います補助金はございません。まずもって、昨年度施行の際にいろいろとしましたんですが、一部天井に係る補助金がありましたので、当初それを活用しておりますが、これが限度額つきの補助金でありますために、今回の変更に伴う追加の補助金というのはいりません。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。（委員亀田英雄君「残りの5%の財源」と呼ぶ）

残りの5%の財源について、下村課長。

○理事兼スポーツ振興課長（下村孝志君） 5%の財源については、一般財源、持ち出しでございます。（委員亀田英雄君「まあ、いいです。了解しました」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

○委員（西濱和博君） 今の件に関連してお尋ねいたします。

今回、改定影響額ということで3500万余計上してございますが、この割合っていうのは、当初の契約金額に比してどれぐらいの割合、何%ほど上積みになったのかというのが1点と、2点目ですが、ここで、今回、補正で確定額とお見込みの金額を計上なさっていらっしゃると思っておりますけれども、今後、設計変更だとかそういったことは予想されないのか、今回で補正は終わりなのか、12月もまた何がしかあるのか、そこら辺お尋ねしたいと思います。

○委員長（成松由紀夫君） どこが答弁しますか。

○理事兼スポーツ振興課長（下村孝志君） まずもってこの――、2番目の御質問でございますけれども、この時期の変更等をいたしましたのは、執行残額を合わせまして、現場での設計変更、そういったものも含んだところで、お

おむね事業費として固まってきたと。

○委員長（成松由紀夫君） 課長、大きい声ではっきりと。

○理事兼スポーツ振興課長（下村孝志君） 事業費としてですね、この時期、あと東陽スポーツセンターのほうが、今月、今週中にはほぼ完了予定という話を聞いています。また、総合体育館の大アリーナにつきましても、12月の中旬をめどにほぼ事業の内容については確定しているような状況であるというふうにお聞きします。

ただ、委員がおっしゃられました今後の変更については、確かに十分考えられるところでございますが、今回、工期が12月を予定しております関係で補正を今の時点で固まっている部分で組ませていただいたというところでございます。

それと、最初の御質問の、今回の補正の基準改定の率でございますけれども、今、ただいま計算中でございますので、答え出ましてからお答えしたいと思います。よろしいでしょうか。あ、7.1%でございます。済みません。

○委員長（成松由紀夫君） 課長、その前に「というようなふう聞いております」じゃなくて、担当課だからしっかり把握した答弁をしてください。よろしいですか。

○委員（西濱和博君） 私がお尋ねした主意、主旨と申しますのが、今回の増額の金額の内容としては、当然、国の改定基準に基づいての分と、設計変更等がないかというのを少し懸念したところでございますので、今の御答弁をお聞きしますと、その設計変更分も含めての金額だというふうにとめるのがよろしいかなというふうに解釈いたしました。

そこの点もあわせてですね、御説明いただけると、私たち委員も理解が深まったのかなというふうに思います。東陽スポーツセンター、そ

れから総合体育館の完成の時期は私どもも承知しておりましたので、今後、今回、改定額だけに限っての計上ということであれば、じゃあ、その変更分はどうなるのかなというのが懸念されましたので、一応一定の理解はしたいと思えます。ありがとうございました。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

○委員（高山正夫君） 意見についてでございますけども、観光案内所の撤去ということで、当然、JR側とは話ししてあるんだろうと思えますが、これについてまた新設っていう話はスムーズにいくのかですね、それとJRの駅舎の改築であれば案内所もどうなのか、改修工事になるのか、そのあたりはわかっているんでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） それは質問です。意見であれば。

○委員（高山正夫君） 意見ですね。じゃあ、そのあたりをですね、把握していただくよう、よろしく申し上げます。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

○委員（西濱和博君） みなと八代フェスティバルに伴う護衛艦寄港に関連します予算についてでございますが、予算計上の主旨と少し離れて申しわけございませんけれども、今回、八代市のこのイベント開催に伴って、恐らく日本最大級であろうと思えます護衛艦が入港というのは、大変な執行部の御尽力があったというふうに思います。敬意を表したいと思えます。せっかく今度祭りが予定されておりますので、今年の震災の折にも自衛隊は日本最大級のいずもをですね、八代港に寄港させて、県内、県民の救

済に物資、それから自衛隊の派遣に多大な御貢献をいただきました。防災に強い八代港というのもひとつ県民にしっかり認識されたかと思えます。

今回もこのような取り計らいができたということは、いい機会でございますので、フェスティバルのときにもですね、お集まりいただいた市民にこういう取り組みが過去あったということもあわせてですね、PRしていただけるとよろしいかなというふうに思いますので、ぜひともお取り計らいよろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第72号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかわりのため、小会いたします。

（午前10時45分 小会）

（午前10時47分 本会）

◎議案第73号・平成29年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算・第1号

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、議案第73号・平成29年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算・第1号について、水道局から説明を願います。

○水道局長（宮本誠司君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）水道局の宮本でございます。着座にて説明をさせていただきます。

議案第73号・平成29年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算・第1号について御説明いたします。別冊になっております予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1345万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6018万7000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で御説明いたします。6ページをお願いいたします。

3の歳出から説明させていただきます。款1、項1・簡易水道事業費、目2・簡易水道維持管理費でございますが、145万6000円を追加し、補正後の金額を4973万6000円といたしております。

目3・簡易水道建設費でございますが、1200万円を追加し、補正後の金額を1億5673万4000円といたしております。これは、坂本町の田上地区簡易水道におきまして、7月中旬から水源井戸の能力が低下し、水道水の安定供給が困難となり、原水確保のため近隣の板持地区簡易水道の配水管と接続し、新たに送水管を450メートル布設するもので、送水管布設に要する工事費1200万円と水道水の安定供給が図られるまで水の運搬業務に要する経費として委託料124万円、車両の借上料21万6000円を追加補正するものでございます。

次に、2の歳入でございますが、款3・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金で145万6000円を増額し、補正後の金額を1億278万1000円にいたしております。

款6、項1・市債、目1・簡易水道事業債で1200万円を増額し、補正後の金額を1億5100万円にいたしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について、質疑を行います。質疑ございま

せんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。ございませんか。

○委員（亀田英雄君） 水道ですけんが、困ってる方もたくさんいらっしゃるかと思いますので、一刻も早いですね、復旧をよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第73号・平成29年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算・第1号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号・平成29年度八代市水道事業会計補正予算・第1号

○委員長（成松由紀夫君） 次に、議案第74号・平成29年度八代市水道事業会計補正予算・第1号について、水道局から説明を願います。

○水道局長（宮本誠司君） 引き続き、説明させていただきます。

議案第74号・平成29年度八代市水道事業会計補正予算・第1号について、御説明いたします。1ページをお願いいたします。

第2条、平成29年度八代市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入では、第1項・営業収益を22万2000円補正し、水道事業収益5億5214万2000円を見込み、ページをめくりまして、支出

では、第1項・営業費用を176万8000円補正し、水道事業費用4億9988万3000円を計上いたしております。

次に、補正予算に関する説明に移らせていただきます。5ページから6ページまでは、水道事業会計の補正予算、実施計画でございますが、詳細は後半で御説明いたしますので、省略させていただきます。

7ページをお開きください。予定キャッシュフロー計算書でございます。費用に対しまして収益が不足する分、154万6000円が当年度純利益から減少し、右下にあります資金期末残高も154万6000円減少となります。

8ページから10ページまでの貸借対照表は、企業の財政状況を明らかにするものでございまして、内容につきましては省略させていただきます。

11ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の詳細な内容でございます。

支出から御説明させていただきます。款1・水道事業費用、項1・営業費用、目4・総係費は、補償金176万8000円を補正しております。これは、水道局が業務委託しております検針員が、本町1丁目で水道の検針を行っていた際にバイクの盗難に遭い、検針用に借用していましたマンション共用部の鍵を紛失したことに伴いまして、共用部を含む全65戸の鍵交換費用をマンション管理組合へ支払うため計上するものでございます。

続きまして、収入、款1・水道事業収益、項1・営業収益、目3・その他の営業収益で22万2000円を見込んでおります。これは、マンション鍵紛失に伴う委託先の検針員負担分でございます。補正額の支出に対し収入が不足する額154万6000円は、内部留保資金で補填いたします。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（増田一喜君） 最後の11ページなんですけどね、収入のどこ、その他の営業収益というところで、説明で委託先検針員の負担分、これが幾らかな、22万2000円になるのかな、ありますけど、ここの収益って、これは下のほうで鍵紛失に伴う補償金とかありますよね。その補償金に払うのに、本人さんの過失分みたいな感じで負担分ちゅうて入ってきよるんですか。本人さんがこれ、出されるお金なんですか。

○水道局長（宮本誠司君） こちらが検針員さんの責任分ということで、検針員さんから22万2000円を繰り入れていただくと。一括して176万8000円のほうは水道事業のほうから管理組合さんのほうにお支払いするものでございます。（委員増田一喜君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（亀田英雄君） この件は、あとの76号に関係してくるんですね。（水道局長宮本誠司君「そうです」と呼ぶ）

76号しか見とらなりましたが、この22万2000円を検針員が負担して、鍵をなくしたって話だったですよ。その経緯をもうちょっと詳しく話してもらえませんか。

○水道局長（宮本誠司君） まず、こちらのほうは29年の7月1日に本町1丁目の雑居ビルを検針いたしておりました。これは、7月の定例検針でございまして、毎月1日から十二、三日ぐらいまでかかる定例検針のうちの初日でございます。この際、バイク、これは委託先の検針員さんの個人のバイクでございまして、それで検針に回られております。その際、バイクのヘルメットを入れるところに、シートの下でございまして、シートをカチャって開けてヘルメ

ットを入れるところがございますが、そちらに検針用のハンディターミナルの予備の電池ですとか、それと予備のロール紙ですとか、そういうものをバッグに入れておられました。そのバッグにマンションの共用部の鍵を、毎月検針の前に私どもが借りてのものを検針員さんに貸すんですけど、その借りた鍵をそのバッグの中に入れておられまして、あと現金ですとか携帯とかもその中に入れて回っておられまして、その雑居ビルを検針する際に、バイクを鍵をつけたままちょっと離れて、そこ五、六件なんですけれども、検針して回ってきたところが、バイクが盗られていたと。それから、すぐ本町1丁目のほうの交番のほうに行かれて、バイクを盗られてしまったと。すぐ盗難届を出されまして、1日がちょうど土曜日でございます、2日、日曜日、それから3日、月曜日になりまして水道局のほうに朝から御報告に来られまして、それから、私どものほうも、まずは_____の管理組合さんのほうに謝りに行きました。こういうことで鍵をなくしてしまいましたと。

ちょっと前後するんですが、警察に届けておりましたものですから、朝の8時半ぐらいに警察から電話があって、その盗まれたバイクが水無川の親水公園のところですが、川に投げ込まれていたと。バイクを引き上げましたところが、先ほど御説明いたしましたバックのほうが入っていなかったと。川に流されたような模様と。現金ですとか携帯電話というのはそのまま入っておりまして、バックが流れていったんじゃないかというふうに思われているところでございます。

それから、7月4日、火曜日以降なんですけれども、そちらのあなぶきハウジングサービス、管理会社さんのほうと私どものほうとちょっと交渉とか、どうしたらいいかっていうことでお話し合いを重ねたところなんですけれども、管理組合のほうからは、時間がかかってもいいか

らもとに戻してほしいというようなことを受けまして、最初、管理会社とつき合いのある鍵の会社のほうでの交換っていうのが255万9600円というような見積もりでございまして、私どものほうもちょっと余りにも高額なものですから、いろいろと調べまして、共用部分の鍵の交換だけでできるという情報をちょっと得ましたものですから、鍵のメーカーのほうの代理店というか、そちらの会社のほうに尋ねましたところが、共用部分だけの交換っていうのが2回しかできないというようなことも——、済みません、そのマンションのほうに住民の方が65世帯あるんですけれども、住民の方は私どもが借りていた共用部分は自分の鍵でももちろん開きますし、自分の部屋も自分の鍵で開けられると。私どもが借りていたのは、その共用部分しか開かない鍵なんですけれども、そこだけの交換はできないではなかったわけですね。ただ、管理組合っていうか、入居者様のほうとしては、要するにそうなりますと鍵を2本持ちになったりというようなことで、もうもとに戻してくださいという御要望がございまして、鍵のメーカーの代理店のほうから全戸交換の見積もりをとりました金額が、この176万8000円ということになります。

そのことで——。

○委員長（成松由紀夫君） 水道局長、もっと説明は集約して。（水道局長宮本誠司君「済みません」と呼ぶ）検針員の負担分についてのことが亀田委員の質問ですから。

○水道局長（宮本誠司君） ああ、そうですか。済みません。176万8000円のうち、その共用部分の鍵の交換に係る部分が22万2000円になるものですから、私どものほうとしても、鍵がそういう全戸交換とかってなることを想定していませんでしたものですから、65世帯の交換部分については水道局のほうで負担しようということで、責任の負担割合というところ

ろを22万2000円と154万円というふうに分けたところでございます。

以上です。

○委員（亀田英雄君） ちょっと何か、1回聞いたばかりじゃなかなかわかりにくか話なんです、相手は個人さんなんですか。

○水道局長（宮本誠司君） こちらは個人さんに委託しております。

○委員（亀田英雄君） 個人さんでも、やっぱり契約書とかいろいろ交わさるっですよ。そげん、契約書とか交わしてないですか。

○水道局長（宮本誠司君） 業務委託契約書を交わしております。

○委員（亀田英雄君） その契約書って見せていただけます。何かあったときの損害割合とかっていうとは、その契約書の中にはうたわんどですか。

○水道局長（宮本誠司君） こちらにつきましては、賠償責任の条項を設けておりまして、乙は乙の責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し、甲または第三者、甲は八代市ですけど、に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないという条項を盛り込んでおります。この条項だけでいきますと176万8000円全額、検針員が負担すべきではないかという御意見もあるかとは思いますが、実は第12条のほうに、この契約に定めのないもの、またはこの契約について疑義があるときは甲乙協議の上決定するものとするをいたしております。今回につきましては、全戸交換という、私どもがちょっと想定外だった部分があるということで、その部分については水道事業のほうで、共用部分を借りてたので、共用部分については検針員さんお願いしますというところで、検針員さんのほうとはお話し合いをしたところでございます。

○委員（亀田英雄君） 想定外というか、多分想定外じゃなかですよ、それ。普通、2つ持た

んばんば、それ全部かえてくれというのが本当だと思いますよ。こういうことがあるのも想定して契約書っていうとは結ばなんと思うですよ。不慮の事故じゃあるとばってんですたい、個人にこういう多額の負担ば求めるのは酷っていうとはわかっとはわかっですよ。だけん、そういうことがないように、どげんか対策ばとらんばんて思うっですよ。そげんとは何も予測されんだったですか。

○水道局長（宮本誠司君） 一応検針員さんとか、集金員さんとかについては、賠償責任保険をかけておりました。ただ、今回については、その保険がおりなかったんです。今後、こういうことがないようにということで、実は7カ所ほど同様なマンションの共用部の鍵を借りておりまして、今回のことで、再発防止ということで、全て共用部の鍵をお返しいたしました。お客様、もしくはその不動産屋さんに立ち会っていただくように、今、変更いたしております。

○委員（亀田英雄君） 立ち会ってもらう、わかりました。その辺はわかったっですが、負担割合ですよ。ここは多分、保険もおりらんちゅうことは、きつか話ですが、検針員さんの個人の、やっぱせんばっですよ。賠償責任があるというのを結んどるけん、そこに負担ば求めんばんとじゃなからうかって。だけんそこに、共用部……、って私は思うっですよ、今聞いた話の中でですよ。多分、あり得ん話ですよ。水道料金っていうとは、あれじゃなかつですか、税金、一般会計からも基準内は入れとるわけでしょうが。公金じゃなかですか。公金をその損失にあてがうということについてはですたい、何らかの制約があつてよか話と思うっですよ。何かその辺でですばい、共用部の金はあんた払いなっせ、全体のは高かけん、こっちで払いますという話は、これは変な前例ばつくりそうな気のせんでもなかつすばってん、その辺についての見解というのはどのようにあ

りますか。

○水道局長（宮本誠司君） 委員さんおっしゃることも重々わかるところでございますが、鍵を借りた経緯というのがございまして、実はそのマンションのほうは、個別の検針じゃなかったんですよ、最初は。管理組合のほうで検針とかされて、管理会社のほうから各戸検針をしてくださいというような依頼がございまして、その鍵を管理会社さんからそのとき借りてるんですけれども、そのときに、私どもの手落ちなんでございましょうか、そういうことがあるということを想定していなかったために、今回については65世帯分の交換は水道のほうで、ちょっとそこは司法でどの程度水道の過失割合、それから管理会社、それから検針員っていうのが決められない限り、ちょっと私どものほうでは何とも申し上げがたいところでございます。

○委員（亀田英雄君） 局長、それは歯切れが悪過ぎるもん。何かルールばつくらんばですたい。それはやっぱ個人に責任ですよ、これは。って私は思いますよね。公金を支出する。なら、どなたか責任ばとらんばんで、局長なり。局長が2日に判断したんなら、局長が一番初めにこんことについて何かことわりを入れるか、それかもっと上の役の人が話をするかどうかしなければおかしいじゃないですか。何か当たり前のように水道関係から払いますって、個人の金じゃなかつすけんが、その辺がちょっと私、大分疑問なんです。ちょっと見解をお聞かせください。

○水道局長（宮本誠司君） これはもう私の責任だと感じております。鍵を借りた時点でこういうことを想定しなければいけないと。ですから、処分等があれば、もう私は受けたいと思っております。

以上です。

○委員（亀田英雄君） 受けたいと思ってるで、税金を使うとはおかしいというふうに思います。

だけん、それは執行部内ですよ、この責任の所在っていうのは、きちんと話を精査された後でこの話は出してきてもらわんと、何かどんぶり勘定みたいな話で終わりになるとじゃなかですか。きちんと過失負担割合というのを設けてせんと、そして公金を使うことに対するの見解というのが曖昧のままですよ、これは出すべきものではないと思うんですよ、本来ならば。なぜそんなことに、出すことになったんですか。

○委員長（成松由紀夫君） 亀田委員、予算審議の部分で余り関係ないことは余り追及方ではないので、少し控えながら予算の出どころについてを聞いてください。（委員亀田英雄君「それはそれでよかつじゃなかですか。だけん、なぜ一般会計——」と呼ぶ）

○水道局長（宮本誠司君） こちらにも——多分御理解いただけないかと思うんですけど、確かに鍵を借りた時点で、紛失したときに全戸交換とかがあるっていうことを想定していなかったのは私の責任だと感じております。それについては、今後の再発防止としては、もう鍵を全戸お返しすることで、こういうことが二度とないというような形はとらしていただきました。これについての個人的な責任というのは、減給とかそういうことでもあれば、もう私は受けたいと思っておりますが。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） 宮本水道局長、責任云々ということではなくて、この22万2000円と176万、この辺の中身を速やかにお答えすればいいと思いますので。

○委員（亀田英雄君） 22万とですよ、176万8000円か、これは適当と思われるっすか、負担割合というのは。

○委員長（成松由紀夫君） 話し合いについて。

○水道局長（宮本誠司君） 私どもも、なるだけ管理組合さんのほうとは、安いという失礼ですけど、共用部分の交換だけでお願いしたい

というところでお話し合いには臨んだところなんです。私どものほうが鍵をお預かりしている以上、全戸交換を要望されれば、やはりこれも交換しなければやむを得ないというふうに判断いたしました。そして、全戸交換に係る、共用部分についてはその22万2000円と、65世帯分については154万円になりますが、その分についてはもう水道事業のほうの分でどうかというところで判断したところでございます。

以上です。

○委員（亀田英雄君） どこまでの決裁に上がっておりますか。市長までこれは上がった話なんですか。

○水道局長（宮本誠司君） 管理者決裁まで行っております。（委員亀田英雄君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。小会します。

（午前11時12分 小会）

（午前11時15分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

○水道局長（宮本誠司君） 先ほどの答弁の中で、一部固有名詞を私のほうが使いましたものですから、これを取り消しさせていただきたいと思っております。

○委員長（成松由紀夫君） 発言の取り消しです。

○水道局長（宮本誠司君） 発言の取り消しをお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） ただいま水道局長から発言の取り消しの申し出がっておりますが、いかがいたしますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、発言の取り消しをいたします。

ほかにございませんか。

○委員（西濱和博君） 先ほどの御提案の内容について、私のほうからもお尋ねを含めて意見させていただきたいと思いますが、例えばのお話でございますけれども、公に携わる公人たる職員、非常勤職員も含めて、職員が故意であるか故意でないか、例えばある事案で市民に何がしかの損害を与えたときに、その損害の補償が対価をもってしなければならないときに、どういうあり方が法的にあるかということについてでございますけれども、国家賠償法とか、例えて言うならあろうかと思っております。その主意というのは、その責任はあくまでもその組織として事務に従事した組織にあると。しかるに、公営企業の水道局もそうであらうかなというふうに考えられるところかと思っております。

したがって、その補償の責任を対価として拠出するのは水道局という組織であるというのは、今回の提案では一定の理解できることだろうというふうに思っております。あとは、それぞれの組織ごとの事案、事案において、その組織がその財源をどのように手当てするかというのは、自治体ごと、公のそれぞれの考え方ということで、今までの全国のさまざまな事例を見るとそういったところがあるかと思っております。

例えて言うならば、学校で夏休みにプールの管理をしてる先生方が閉め忘れをして、水が24時間流れたとしたときの、その責任の所在と、それを水道局にお支払いするという学校側、教育委員会側でどのような費用を負担するかというのは、その事案ごとの考え方でございますが、一義的には教育委員会という組織がそれを対応するというのが基本にあろうかなというふうに私自身は認識しておりますので、今回の考え方自体は、私は理解いたしますし、その持ち分については、そのときそのときの判断でよろしいかというふうに思っております。そのような考え方もあろうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○水道局長（宮本誠司君） 個人分の責任って
いうところをどの程度見るかということでござ
いますが、委員さんがおっしゃったような考え
方もあるかと思えます。

以上です。

○委員（西濱和博君） 一般的なお話と思いま
す。今、同じ考え方に立ってると思えますので、
私は今回の一連の件について、その職の長であ
る局長が個人的に責任を負われる必要はないと
思いますので、先ほどの件については、自分の
胸の内にしまっておいていただければと思いま
す。その責任の高さは評価したいと思えます。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませ
んか。

○委員（庄野末藏君） 今いろいろ聞いた中で
ですね、その危機管理ちゅうのをほとんど私は
感じらなかつたんですけど、鍵をつけたまま離れ
るとか、重要書類を置いて、そして車から離れ
るときに鍵を持っていかないとか。そして、大
体その集金した金は大体どのくらい入ったわけ
ですか。

○委員長（成松由紀夫君） 質疑ですね。

○水道局長（宮本誠司君） こちらは検針員で
ございまして、集金のほうはやっておりません。
メーターの検針で、毎月どれだけお使いになっ
たかをお客さんのほうに御通知する仕事でござ
います。

○委員（庄野末藏君） だけん、車の、結局、
要するにトランクというですか、あそこは、結
局座席の下でしょう、あそこに何か物ば入れる
ときとか何かだったら、必ず離れるときは鍵を
持って離れるのが原則だと思うとですよ。そ
ういうのはある程度指導せないかんとやけど、
そういう指導も怠るとるし、本当に、何ていう
のか、さましい思いをするような感じです。今
後はそういうようにですね、十分気をつけられ
て、指導ちゅうか、やられたらどうだろうなど

いうふうに思っております。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませ
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で
質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

○委員（亀田英雄君） 先ほどからいろんな説
明をるる聞きましたが、やっぱり責任は鍵をつ
けて現場を離れた検針員に私はあるというふう
に考えます。あとの話もありますので、検針員
さん個人に対してはきつい話なんですけど、こ
こにはやっぱりその責任、契約書がある以上は
ですね、その責任を求めていくのが普通である
し、公金を出すのであれば、もっと厳密に対応
する必要があると。局長の話じゃなくてですた
い、最高責任者が何か言うべきであるというふ
うに思いますので、私はこの議案には賛成しか
ねます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。
ほかに意見ございしますか。

○委員（増田一喜君） 結果としてこういうふ
うにごたごたなるからですね、もう1回なつた
ちゅうことだから、再発防止のためにきちんと
した対策を考えて、お互いに確認し合ってやる
ようにしていただきたいと思えます。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませ
んか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これよ
り採決いたします。

議案第74号・平成29年度八代市水道事業
会計補正予算・第1号について、原案のとおり
決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手多数と認め、
本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号・和解及び損害賠償の額を定めることについて

○委員長（成松由紀夫君） 次に、事件議案の審査に入ります。

議案第76号・和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とし、説明を求めます。

○水道局長（宮本誠司君） 引き続き、説明させていただきます。座らせて説明させていただきます。

議案第76号・和解及び損害賠償の額を定めることについて御説明いたします。

本議案は、マンション共用部の鍵の紛失に関して、和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項、第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

和解の内容及び損害賠償の額でございますが、水道局が業務委託しております検針員が、平成29年7月1日、本町1丁目で水道の検針を行っていた際にバイクの盗難に遭い、検針用に借用していたマンション共用部の鍵を紛失したことに伴いまして、共用部を含む全戸についての同等品以上の鍵交換に係る費用176万7339円を当該マンションの管理組合に支払うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について、質疑を行います。

○委員（亀田英雄君） こういう場合ですよ、予算を出されるのが先か、こっちを出されるのが先か、どっちが先なんですかね。どなたに言えばよかっか、事務局の見解は。事務局に聞いてよかか。聞いたっちゃわからんとか。まあ、よかか。下げます、下げます。

局長の見解を。

○水道局長（宮本誠司君） 一応議案につきましては、今回の9月定例会でございますが、企

業のほうの決算議案、それから一般会計の補正予算、特別会計の補正予算、企業会計の補正予算の順番で来ておりまして、その後、事件、条例議案がきますものですから、その流れになっているのではと考えておりますが。（委員亀田英雄君「わかりました」と呼ぶ）

○委員（亀田英雄君） 先ほどの議案の中でですよ、増田委員がおっしゃられたように、今後ごたごたならんごてって話があったんですが、その対策というのはとられましたか。

○水道局長（宮本誠司君） ごたごたというのは、水道と検針員さんの関係でございますか。

○委員（亀田英雄君） 個人でしとる話じゃなかですか。個人にこれだけの負担をお願いするような格好になっけん、こんな感じになつてですよ。それが私は問題だと思う。だから、例えば、組合をつくってしっかり保険をかけるとか、団体、検針の組合ですよ、そげん形態をとるとか、あと負担割合をしっかりと契約書の中にうたうとか、負担割、いろいろですね、今回いろいろ指摘されたこと、きょう指摘したんですが、それは内部でも検討されたことだろうと思いますよ。大分言われての提案だと。そのことが今後起きないようにも含めて先ほどの増田委員の発言だったと思う。それについて、何らかの手当てをされたのかされないのか。どのようなことを考えておられるのかですよ。今後、このようなことが起きないように、いろいろ指摘、公金を使うことの是非も含めてですたい。

○委員長（成松由紀夫君） 負担割合と再発防止について、水道局長。

○水道局長（宮本誠司君） まず、負担割合の件でございますが、この件につきましては、弁護士先生とも御相談いたしまして、この金額、検針員さんの負担分と事業者たる水道事業の負担分ということは、この辺は妥当だという御見解はいただいております。

それと、再発防止でございますが、今回の件

については、まず鍵を持つべきではないというふうを考えまして、鍵を全部お返しして、管理人さんの立ち会いで中に入って検針をするとか、そういう形に変えましたので、今後、鍵の紛失ということはあり得ないと思います。

○委員（亀田英雄君） 結局ですよ、この問題についての責任の所在はどこにあるのか、どうお考えですか。

○水道局長（宮本誠司君） まずは、この責任は、なくした検針員の責任はもちろん、そういう鍵が大切なものというふうに理解せずに、私どもが貸したのも責任と考えております。（委員亀田英雄君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第76号・和解及び損害賠償の額を定めることについては、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手多数と認め、本案は可決されました。

執行部入れかわりのため、小会いたします。

（午前11時28分 小会）

（午前11時36分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、本会に戻します。

○理事兼スポーツ振興課長（下村孝志君） 失礼します。スポーツ振興課下村でございます。

先ほど御審議いただきました議案第72号・

平成29年度八代市一般会計補正予算の中で、先ほど西濱委員のほうに御回答いたしました内容に誤りがございましたので、この場をかりまして訂正させていただきたいと思っております。

今回、設計変更を含みます改定分の変更に係る全体の割合、何%かということで、14%とお答えいたしましたけれども、改めて計算いたしまして7.1%の誤りでございました。修正のほうよろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） ただいまの下村課長の発言の申し出を許可いたします。

◎議案第84号・八代市企業立地促進に関する固定資産税の課税免除を定める条例及び八代市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

○委員長（成松由紀夫君） 次に、条例議案の審査に入ります。

議案第84号・八代市企業立地促進に関する固定資産税の課税免除を定める条例及び八代市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○商工政策課長（豊本昌二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）商工政策課の豊本でございます。座りましての説明、お許しください。よろしくお願いたします。

それでは、議案書のほうをお願いいたしたいと思っております。議案書の25ページになります。

議案書25ページの議案第84号、先ほど委員長からも御案内いただきました八代市企業立地促進に関する固定資産税の課税免除を定める条例及び八代市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律

第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についてということで、実はこの議案でここに条例が2本ございますが、この2本の条例を改正目的が同じ、要は国の法律の改正がございましたので、まとめて1本にして改正するものでございます。

提案理由といたしましては、企業立地促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が改正されたというところでございます。

次のページの26ページ、議案書の26ページをおあけいただきますと、それぞれ条立てがしてございます。それぞれの条の中に第1条、第2条でそれぞれの条例、八代市企業立地促進に関する固定資産税の課税免除を定める条例の一部改正ということで、第1条でこの1本の条例を変えると。もう1本が、その中ほどから下になります八代市企業立地の促進等における地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正ということで、この2本を変えるものでございます。

実質的には法律名が変わりました。第1条の第10と書いてありますところからの5行目、6行目になりますが、そこに略した法律が書いてございます。こちらが以前からございました企業立地促進法、それが今回、地域経済牽引事業促進法ということで、法律も変わってまいります。そのことによりまして、当然ですが文言も変わります。それから条や、それから項、条項のずれというのも生じてまいります。それから、それとあわせて字句といったものの調整も必要になりますことから、あわせてこの第1条、第2条で2本の条例を改正するというようなところで御理解いただければと思います。

27ページにございます附則でございますが、施行期日が公布日からの施行と、それから、附則2では、八代市の工業立地法地域準則条例と

いうがありますが、こちらのほうで条文中にありますものの条例名も変わりますから、こちらのほうの附則のほうで改正をしているものでございます。

以上、少し長いですね、改正文にはなっておりますけれども、大きく言いますとそういったところでの改正というところで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） 以上の部分について質疑を行います。ありませんか。

○委員（増田一喜君） 27ページですね、よくわからないんでお聞きしたいんですけど、附則第2条、第1項、第1号中、0.15を0.1に改めと書いてあるんですけど、数字が減ってますけど、これはメリットになっとつとですかね、デメリット——、よくそのところがわからない。これは税率を下げたというのが、税率を下げれば安くなるちゅうことになるけれども、そこだけちょっと、こういう附則の中身をしっかり読んだことがありませんので、教えていただければと思います。

○商工政策課長（豊本昌二君） こちらはですね、申しわけございません、課税免除のほうではなくて、もう1本ですね、ほうの条例で、企業立地促進におけるですね、緑地の面積、要はその企業の全体的な面積の中で、いろいろ公害がいろいろ出ましたときにですね、いろいろ問題がありまして、緑地をやっぱある程度設けなさいというようなところがございました。その中でこの数字っていうのが、ある程度決まっておるんですが、それをですね、企業が余りにも企業立地に関してですね、余り緑地を厳しくしますと、企業がやっぱ来にくくなりますので、そういった意味では少し緩和をしてる、要は企業側にとって少し有利になるというようなところでの数字の変更でございます。

以上でございます。（委員増田一喜君「わか

りました」と呼ぶ)

○委員長(成松由紀夫君) よろしいですか。
ほかにごさいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、以上で
質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。あ
りませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、これよ
り採決いたします。

議案第84号・八代市企業立地促進に関する
固定資産税の課税免除を定める条例及び八代市
企業立地の促進等による地域における産業集積
の形成及び活性化に関する法律第10条第1項
の規定に基づく準則を定める条例の一部改正に
ついては、原案のとおり決するに賛成の方の挙
手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(成松由紀夫君) 挙手全員と認め、
本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかわりのため、小会いたします。

(午前11時44分 小会)

(午前11時44分 本会)

◎議案第69号・平成28年度八代市水道事業
会計利益の処分及び決算の認定について

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。

次に、決算議案の審査に入ります。

まず、議案第69号・平成28年度八代市水
道事業会計利益の処分及び決算の認定につい
てを議題とし、説明を求めます。

○水道局長(宮本誠司君) 水道局の宮本でござ
います。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第69号・平成28年度八代
市水道事業会計利益の処分及び決算の認定につ
いて御説明いたします。別冊の平成28年度八
代市水道事業会計決算書をお願いいたします。

17ページから28ページが事業報告書でござ
います。21ページから22ページに、20
0万円以上の建設改良工事と平成27年度から
の繰り越し工事を掲載いたしております。参考
までに、別紙関係資料②の位置図をお配りいた
しております。

ページを戻りまして、3ページの決算報告書
をお願いいたします。こちらにつきましては、
別途お配りいたしております関係資料①の収益
的収支と、それから資本的収支を前年度比較し
ました表におきまして御説明させていただき
たいと思います。

まず、収益的収支でございますが、収益的収
入4億8816万1133円、収益的支出合計
3億8609万4697円、こちらは3ページ
と違ひまして、消費税抜きで損益計算書とあ
わせてつくっております。表の右下になります収
益的収支は、1億206万6436円の当年度
純利益を生じております。

右側の資本的収支でございますが、まず資本
的収入が1709万3792円、資本的支出が
2億8552万2268円でございます。2
億6842万8476円の不足を生じておりま
すが、こちらにつきましては、減債積立金の取
り崩し額8072万3315円と建設改良積立
金取り崩し額3353万7730円、過年度分
損益勘定留保資金1億3913万1656円及
び当年度分消費税資本的収支調整額1503万
5775円で補填いたしております。

それから、決算書の11ページをお願いいた
します。剰余金計算書でございます。前年度決
算で議決いただきました利益の処分により、未
処分利益剰余金は前年度末残高1億7615万
5087円のうち、7745万8602円を資
本金へ組み入れ、6515万8755円を減債
積立金に、3353万7730円を建設改良積
立金にそれぞれ積み立てたため、処分後の残高
はゼロ円となりましたが、当年度生じました純

利益1億206万6436円と減債積立金8072万3315円と建設改良積立金3353万7730円の取り崩しによりまして、当年度末残高は2億1632万7481円となりました。

12ページは、剰余金処分計算書でございます。これは、本議案の議決事項である利益の処分でございます。当年度分未処分利益剰余金2億1632万7481円のうち、7261万3552円を減債積立金に、2945万2884円を建設改良積立金に積み立て、残余1億1426万1045円を資本金へ組み入れることを議決いただくものでございます。

普及率向上のためには、水道未普及地域への配水管整備が必要でございますが、本市の水道事業は八代地区が昭和26年、日奈久地区が昭和29年に創設され、水源施設から管路に至るまで老朽化が進行しており、計画的な施設の更新、改良等が必要となっております。今後も未普及地域の解消を目指し、拡張事業を継続してまいります。安全安心な水を継続して提供していくために、老朽化した施設、管路対策にも積極的に取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（成松由紀夫君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第69号・平成28年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

執行部入れかわりのため、小会いたします。

（午前11時51分 小会）

（午前11時53分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

午前中の審議は議案第69号までとし、休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後 1時00分 開議）

○委員長（成松由紀夫君） 休憩前に引き続き、経済企業委員会を再開いたします。

○市立病院院長（森崎哲朗君） 八代市立病院の院長を務めております森崎でございます。会の冒頭に当たりまして、午前中に大変に不手際をいたしまして、委員の方々の貴重な、また市民の方々の貴重な議会をです、無駄な時間を経過しまして、大変に申しわけございませんでした。

我々は昨年、熊本地震に遭いまして、病棟閉鎖という状況になっております。非常に運営等厳しい状況に陥っておりまして、皆様方から今後のですね、運営も含めて、貴重な御意見をいただかなければいけないと感じております。ぜひ、午前中の不手際をおわびいたしますと同時に、今後のことに関しまして、皆様方から貴重な御意見をです、承りたく存じます。よろしくお願いたします。大変失礼いたしました、どうも。

○委員長（成松由紀夫君） 委員の皆様方、よろしいですか。（「はい、いいですよ」と呼ぶ者あり）

○議案第70号・平成28年度八代市病院事業

会計決算の認定について

○委員長（成松由紀夫君） 続いて、議案第70号・平成28年度八代市病院事業会計決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○市立病院事務部事務長兼医事係長（田中智樹君） 改めまして、私のほうからも、私の不手際でこういうことになってしまいまして、大変申しわけなく思っております。申しわけございませんでした。

それでは、座って説明をさせていただきます。

議案第70号・平成28年度八代市病院事業会計の決算について御説明いたします。お手元の病院事業会計決算書をお願いいたします。

決算書の3ページから13ページまでの貸借対照表につきましては、先日の本会議で病院長より御説明させていただきましたので、本日の説明は省略させていただきます。

それでは、決算書の17ページをお願いいたします。病院事業報告書でございます。

まず、1、概況（1）総括事項ですが、前段は省略いたしまして、後段の下から8段目、次にというところから始めさせていただきます。よろしいでしょうか。

次に、決算内容ですけれども、収益的収支では税込みで、医業収益が1億8508万2083円、医業外収益が1億6063万7874円、特別収益が168万404円、総額3億4740万361円を収入し、費用では、同じく税込みで、医業費用に4億6455万5188円、医業外費用に1374万2964円、特別損失4万1890円、総額で4億7834万42円の支出となります。

この結果、当該年度は純損失1億3658万7169円が生じまして、当該年度末の未処理欠損金は、前年度からの繰越欠損金を合わせまして1億4503万126円と大きく増加しました。

次に、資本的収支につきましては、収入は他

会計出資金の1750万9834円に対しまして、支出は医療機器の整備に1636万2552円、仮設外来診療棟のリース債務償還等に753万6960円、企業債償還に358万3196円を支出し、総額の2748万2708円となっております。資本的収支において、差し引き不足する額の997万2874円は全額を過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

続いて、18ページをお願いいたします。

（2）の議会議決事項では、28年度に議決いただきました補正予算、決算認定、当初予算の内容でございます。

（3）の行政官庁認可事項については、記載のとおり、仮設外来診療棟設置に係る諸手続でございます。

19ページの職員に関する事項については、年度中の職員の増減に関する事項です。後ほどごらんいただければと思います。

20ページの料金その他の供給条件の設定変更に関する事項についても該当事項はございませんでした。

21ページは各種工事及び備品等の購入概要でございます。主な内容は、仮設外来診療棟設置に伴う仮設の給水管接続工事と電話回線及びLAN回線の移設を行いました。

また、有形固定資産の購入では、臨床検査室に生化学自動分析装置の更新や医事会計システムの更新を行いました。

次の22ページからは業務でございます。まず、（1）の業務量ですが、（イ）の表は患者数と診療収入を前年度と比較したものです。28年度の患者数ですが、入院診療では、患者様を移送した4月19日までのデータでございます。延べ1196人、1日平均62.8人でございます。診療収入では、総額で5942万489円の収益がありました。外来診療では、年間トータル7684人、1日平均では31.

6人で、1億1598万2228円の診療収入を得ることができました。こちらは前年度と比較して、延べ数で248人減少しましたが、収入では264万54円の増加となりました。

外来診療においては、年々減少傾向でありましたが、仮設外来棟の設置にあわせ、午後からの訪問診療や往診へも積極的に出向いたことで、ほぼ前年並みの患者数及び診療収入を確保することができました。

23ページの表、(ロ)の表は入院ベッドの利用状況でございます。先ほど述べましたとおり、4月1日から4月19日までの数値となっております。一般病床では、延べ患者数が1193人、1日平均で62.8人となり、病床利用率は95.1%となりました。一方、結核病棟では入院患者様が一人もおられなかったため、ゼロとなっております。前年度と単純に比較することはできませんが、一般ベッドについてはほぼ満床状態で推移していたことがわかります。

24ページは事業収入の項目及び決算状況を前年度と比較したものです。項1の医業収益から項3までの特別利益までを合わせた事業収入の合計は3億6040万2179円でございます。前年度より3億6030万7710円の減収となっております。特に増減が大きかったのは、項1の(1)入院収益において3億4865万8281円の減収となったことです。

項2の医業外収益の主なものは(2)他会計負担金でありまして、1億4939万6807円を主に一般会計から繰り入れており、このうち仮設外来棟のリース料の利子及び事務従事として出向している看護師等の人件費を合わせて9053万5771円が基準外の繰り入れとなります。

項3の特別利益は、熊本地震に伴う全国の自治体病院からの義援金及び見舞金の168万404円でございます。

25ページは(3)事業費に係る項目別決算

状況を示しております。収入と同様に御説明いたします。

項1の医業費用から項3の特別損失までを合わせた事業費の合計は4億9698万9348円でございます。前年度より1億9136万4080円の減少となっております。

増減が大きかった項目としては、項1の医業費用の1億8367万58円の減少でございます。この要因としては、病棟休止によるものでございまして、(1)の給与費では医師の日当直の手当や看護師の夜勤手当、時間外勤務手当の減少、非常勤職員の賃金の減少、(2)の材料費におきましては、薬品や診療材料の購入料の減少、(3)の雑費では、ベッド寝具等のリース料や給食業務等の委託料の減少が主な要因でございます。

以上、事業収入の合計から事業費の合計を差し引きますと1億3658万7169円となりまして、8ページの損益計算書の下から3行目に記載しております当該年度純損失と一致いたすところでございます。

ただいま御説明しました各項目の内訳につきましては、30ページから34ページにかけての収益費用別明細書に記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

最後に、26ページをお願いいたします。4、会計の(1)重要契約の要旨でございますが、昨年10月より使用しております仮設外来棟リースに係るリース契約の内容でございます。

(2)の企業債及び一時借入金の概況は(イ)の企業債では、表のとおり、今回借り入れを行っておりませんので、今年度末の元金借入残高の合計は655万3675円となりました。

次の(ロ)一時借入金につきましては、これまでの借り入れ及び本年度の借り入れもございませんでした。

なお、公表すべき平成28年度決算に基づく

公益企業会計資金不足比率につきましては、資金不足を生じておりませんことをあわせて御報告いたします。

以上、平成28年度の病院事業会計決算について御説明申し上げます。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（成松由紀夫君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。

○委員（亀田英雄君） 看護婦さん当たりの賃金に一般会計から約1億繰り入れると聞いたようにしますが、看護婦さんたちが一般事務職に異動しとんなってすよね。その人たちはもう今もずっとそこの職場におんなってですか。何かやめたとかやめんとかちゅう話も聞いたんですが。その辺の動向はどのようにつかんでおられますか。

○市立病院事務部事務長兼医事係長（田中智樹君） 看護師につきましてはですね、一般会計のほうに事務従事者で出向させております。事務従事者という形で。籍のほうは病院の籍ではございますので、病院会計のほうから人件費等の負担をしております。

先ほど申し上げたのは、外来のリース料と合わせまして9000万程度を繰り入れておるといことで、実際、人件費のみとしては8400万程度です。が約20名でございます。（委員亀田英雄君「20名」と呼ぶ）はい。

○委員（亀田英雄君） 増減なしですか。

○市立病院事務部事務長兼医事係長（田中智樹君） 増減のほうは、本年度に入りまして、6月末で1名退職をいたしております。あとは増減ございません。

以上でございます。

○委員（亀田英雄君） それと、ちょっと待ってくださいね。外来の患者が地震以降どのような——。これ、地震までの報告ということだったんですが、決算が28年度ですけん、聞いてよかつじやなかろうかと思うんですが。地震以

降、外来の動向というのはどのように把握されておりますか。

○市立病院事務部事務長兼医事係長（田中智樹君） 外来の動向はですね、地震以降はですね、当初、地震の前までは毎年毎年1割程度の減少がございました。

で、地震以降は、もう地震の翌日から仮設の外来棟をつくるまでの間におきましても、廊下等で外来診療を行ってございまして、午後から、先ほど説明にも申し上げましたように、訪問診療、往診等に出向いてですね、なるべく患者数の減少を食いとめる方策をとりました。

27年度と比べますと、ほぼ横ばいという形で、通常の減り方よりも若干は抑えたところではございます。ただ、減少していく分は、やっぱり歯どめはついておりません。

以上です。

○委員（亀田英雄君） 企業努力がうかがえるかなということでした。

あと、地震で移設された患者はどのように把握されとるかですよ。その先のことまで病院として——。前回の質問でもちょっとしたんですが、やっぱり預かった患者には責任のあつと思うんですね。その患者を今、市立病院として把握されておるのかされていないのかをちょっと聞きたいです。

○市立病院事務部事務長兼医事係長（田中智樹君） 地震直後は、労災病院、熊本総合病院、人吉医療センター、また市内の当時は開病院だったですね、のほうに移送をさせていただきました。

移送後、3カ月間程度はですね、その動向を把握してございましたけども、それ以降の動向については、もう把握ができないような状況になっております。つまり、次の病院とか施設等にもう転院がされてございまして、そこまでは当院でも把握をしていない状況でございます。

以上です。

○委員（亀田英雄君） 最後に、資金不足を生じていないという報告だったんですが、それは会計のやり方でしょうが、どげん聞けばよかですかね。これだけやっぱ赤字ば起こしとるじゃないですか。結果的には赤字になつとると。それでも資金不足を生じていないって報告になっているのは、その会計のやり方としてどう——、もうちょっとその辺について、話のできるしこ、できるだけわかりやすく話ばしてくれんかな。

○市立病院事務部事務長兼医事係長（田中智樹君） わかりやすく申し上げますと、たしか平成26年度に資本金の減少をですね、議会の皆様方に認定して減少を行ってもらっていた。当初資本金が8億ございましたのを4億に減少させた経緯がございますけども、当初では、4億ほど資本金を持っていれば、今後、運営していく分については何とか資金のやりくりができるんじゃないかなということで考えておりました。

その中で、現金が、本日ですね、9月末現在で約1億4000万程度まで下がってきております。つまり、28年度の決算あたりでマイナス1億4000万あたり出ておりますんで、持っていた現金がどんどんどんどん、キャッシュが今減っていく状況でございます。当然、内部留保のお金も持っておりますけども、内部留保の分についても、資本的勘定のほうではその分で補填をかけておりますので、もう現在としては、現金が大体1億4000万程度ということで、ぎりぎり1年分の予算を運営をしていくような状況という状況でございます。

簡単に言えば、貯金を取り崩しているというような形でございます。（委員亀田英雄君「貯金があるちゅうこつたいな、まだ」と呼ぶ）わずかですけども。失礼しました。（委員亀田英雄君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませ

んか。

○委員（西濱和博君） 28年度の決算ということでございますが、参考までにお尋ねさせていただきますと思います。

御説明の資料の中に27年度の状況も一部ございましたが、直近ということで、震災前の26年度と27年度の収益的収支の状況を端的に御説明いただければと思います。

それと、その決算の中で繰入金というのがおむねどれほど入っていたかというのが1つ。

それから最後に、今の現状の経営状況でいった場合ですね、来年度以降の経営について、どのようなお見込み、見通しでいらっしゃいますでしょうか。

以上お尋ねします。

○委員長（成松由紀夫君） 実質収支も含めて。誰が答弁しますか。

○市立病院事務部事務長兼医事係長（田中智樹君） まず、お尋ねの26年度と27年度の収支の報告なんですけども、まず、26年度は純利益のほうで1億3100万の赤字を出しております。26年度は、先ほどちらっと申し上げましたけども、公営企業法の改正がございまして、職員の退職引当金を全額積み上げた関係で、経常収支では3000万程度の黒字を出しましたけども、特別損失が1億7800万ほどございました関係で、最終的な収支では1億3100万の赤字となっております。

27年度におきましては、特別損失はございませんで、通常の収支でいきますと3200万の黒字を出しております。

両方とも、こちらについては一般会計からの繰入金を入れたところでの計算でございます。一般会計の繰入金につきましては、26年度につきましては、総額で1億5314万2000円でございます。27年度におきましては1億5667万円でございます。

ですので、こちらを差し引きました実質的な

収支と言いますと、両方とも相当額の赤字決算という部分で医業収益ではなるということになります。

○委員（西濱和博君） あわせまして、最後の点ですけど、28年度決算、それから現状を見越した中で、来年度以降どのように見込まれますでしょうか。

○市立病院事務部事務長兼医事係長（田中智樹君） 申しわけございません。28年度の決算が約1億4000万出ております。先ほど申し上げました、現金が約1億4000万程度、今のところで現金預金がございますので、平成30年度の当初予算の編成をするに当たっては、ぎりぎりの状況だと思います。

まだ、一時借入金等は借り入れは行っておりませんが、場合によっては一時借入金等の借り入れが発生するかもしれないというところで、ぎりぎりというところがございます。

○委員（西濱和博君） 御説明ありがとうございました。

過年度直近の状況、それから震災を受けての28年度決算並びにそれを踏まえての今後の見通しということで、一般会計からの繰り入れがあって、一部の年度、27年ですか、黒字にもなっているということですが、実質は赤字でいらっしゃるということが確認できました。

1つ懸念しますことですけど、ぎりぎりの状況ということが今後見込まれるという中で、人件費の関係でいうと、例えば退職者がその年度年度ごと違いますでしょうけれども、出てこられた場合ですね、それに見合うだけの体力、スタミナが、経営上、あるかどうかということが気になりますが、その辺の御見解いかがでしょう。

○市立病院事務部事務長兼医事係長（田中智樹君） 平成26年度に退職引当金をですね、1億7800万ほど引当金を積みましたが、職員が今何名退職するかでその金額が変わって

くるとは思いますけども、1名、2名では全然大丈夫ですけども、数が多くなりますと、退職引当金では引き当ててる額が到底想定外の金額でございまして、退職金が支払えない状況ということになります。

○委員（西濱和博君） 課題がまた1つ確認できました。一旦ここで質問を終わります。

○委員長（成松由紀夫君） ほかに質問ございませんか。ありませんか。

○委員（増田一喜君） 決算だから、こんなこと聞いていいのかわからんけども。例えば、今、入院患者さんはいなくなったけども、今後ふえるというような、そういうような見込みあるんですかね。お医者さんなんか、いつもそれが次の予算なんかにつっかかってくるようなところあるんですけども、お医者さんの確保とか見込みとかそういうの、西濱委員が聞かれたのと似通ったようなもんかもしれないけれども。

○委員長（成松由紀夫君） 入院棟を建設した場合ですかね。今、入院棟がないから。

○委員（増田一喜君） うん。まあまあ、そういう場面も……。

赤字がずっと続いてきていると。それでもやったときに見込みがあるのかなと。まあ、先の話だから聞く必要がないのかもしれないけど、まだ。

○委員長（成松由紀夫君） たらればの仮想の話ですが。（委員増田一喜君「答えていただければ」と呼ぶ）入院病棟を建設した場合の見解を。

○市立病院事務部事務長兼医事係長（田中智樹君） 前回の一般質問で市長のほうも答弁しておりますとおり、財政的なシミュレーションというのは、既に準備を、シミュレーションをやっておる状況ではございます。どのパターンをしましても、シミュレーションで行うと収支の均衡はとれておりません。

ですので、内容にも確かによるとは思いますが

けども、すぐすぐ仮に病棟を建てかえたからといって、収益がもとに戻るという部分ではないと思いますし、かなり収支的には、この前、一般質問でも申し上げたとおり、フルでいくと、毎年5億程度の収益の不足が出てくるというのが今のところ見込んでいるところでございます。

医者確保については、確かに医者確保が非常に難しいと思います。医者については、その診療地の市立病院が今後どのような内容をやっていくのかというのがないと、やっぱり医者のほうの確保というのはなかなか難しいと思います。どういうのをやりたい、どういう部分で地域医療を支えていきたいという確固たる目的がないと、やっぱり医者は興味があると言いますか何と言いますか、そちらのほうでないと、やっぱりそこは、何もないうちに医者は来ないと思っております。

簡単ですけども、ちょっとわかりにくいですけど。

○委員（増田一喜君） 決算にはあんま関係なかったのかもしれないですけどね。ただ、やっぱり決算やったら、次のことも頭ん中あるもんだから。ただ、地元の人の中には、別に入院病棟なんかいらんとばいって。今の外来ですか、それだけあれば私たちは十分という人もおるもんだからですね。

ただ、いろいろちまたでは、いや建てないけん、建てないけんちゅうような、そういう意見が結構多かったけれども、要らないという意見もあるなと思ったもんだからですね。そのあたりの見通しがきちんと立たなければ、やっぱり次に向かって行けるのかなと非常に心配してるもんだから。そういうところがあつたもんだからちょっとお尋ねした。余分なことだったですけどね。一応、そういう余分な質問でした。

○委員（亀田英雄君） さっき、5億の話が出たけんちょっと思い出したつてですが、5億の計算ばするときは話で、減価償却はどの程度で見

つとか、そして基準内繰り入れを入れての話なのか、入れないで話なのかを聞かしてください。

○委員長（成松由紀夫君） 前回の一般質問の中でも、40から50億程度の建設費、それに伴い、繰出金を含めた毎年約5億円というような赤字があるというような答弁が執行部からあっておりますが、そのシミュレーションのところの今、亀田委員の御指摘のところの部分は誰が答えますか。（委員亀田英雄君「アバウトでよかよ」と呼ぶ）

○市立病院事務部事務長兼医事係長（田中智樹君） 済みません。ちょっと資料のほうを持ってきてませんで、アバウトなところであつて言いますか、減価償却をですね、50年間見ております。いわゆるフルに見ております。

この前、御説明申し上げましたのが、今の建物と同じ規模の建物ということになりますので、当然、今の施設基準で建てますんで、平米単価もだし、いわゆる一床当たりの金額も相当金額が上がっております。それにあわせて、補助金等がございませんので、起債の償還が3年据え置きましたらすぐ始まりますんで、起債の償還、ローンの返済と減価償却、減価償却分でかなりの部分で赤字が出ます。一般会計からの繰り入れは、ルールだけで約年間1億円ということを見込んでおるところでございます。

ちょっと資料がございませんので、詳しいことはちょっとわかりませんが。

○委員（亀田英雄君） その5億の中に基準内を入れた数字なのか入れない数字なのか、ちゃんと確認して。

○市立病院事務部事務長兼医事係長（田中智樹君） 一般会計からの基準内の繰入金1億円を入れたところであつております。（委員亀田英雄君「入れたところ」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） はい、いいですよ。

○委員長（成松由紀夫君） さきの答弁で、1

平方メートル当たり40万円という答弁があったのですね。

ほかに何かございませんか。

○市立病院院長（森崎哲朗君） 増田委員の御質問に少しだけ補足させていただきたいと思うんですけども。医師の確保というのは非常に大事なことでありまして、実は大きな病院ですら医師の確保は難しいと言われている時代ではございます。

私も15年前に市立病院のほうに、これは熊大の大学のほうからの要請で参りました。率直な感想を申し上げますけども、15年前の市立病院は、やはり医師が勤務する環境としては極めて劣悪でございまして、やはり新しい医師を獲得するのはかなり難しいだろうなというふうに来た当初は思っておりました。

やはり田中のほうからも説明がございましたけども、やはり病院が今後どうなるのかというその方向性が医師を確保する上で大きな点にはなるとは思います。鶏が先か、卵が先かという議論になりますけれども、病院の将来性で新たに医師を確保していく展開をするという方法でございましてですね。済みません、補足になったかわかりませんが、つけ加えさせていただきました。

○委員（増田一喜君） まあ、お医者さんを獲得するというのはそれは病院側の話なんですけど、私は一般的な話で、別にその病院の職員さんたちは、またもとのとおりという思いがあらわれるかもしれないけども、地域の人たちはいろいろ考え持ってもらえると。必ずしも全体的に建て直してくれという意味でもない、そういう話を聞いたもんだから、そういうものかなあという気持ちでちょっとお尋ねしたんですけどね。

きちんとなって、先が見通しがなれば、それはそれでいいんでしょうけど。ないのにちょっとした意見があったからって、それを大きく取

り上げたってしょうがないのかなと。もうちょっとうまく考えていかないけんとかじゃなかつかなというふう思ったからですね。

まあ、濟いせんね、別に決算にあんまり関係なかったもんで、そういう質問したもんで。

○市立病院院長（森崎哲朗君） 確かに決算上の討論の中では、少し論点が私も異なる発言になるかと思えますけれども。

おっしゃられたように、我々の一般病床は66という非常に少ない病床でございました。私もこちらに勤務した3年間ほどは、果たしてこういう病院が必要なんだろうかということに常に疑問に感じて仕事をしておりました。

その後、労災病院、総合病院という非常に高度な急性期を展開していただける病院のある恵まれた地域であるというのは非常に実感いたしますと同時に、その後の受け入れ先等の問題が確かにちょっと偏った部分があるのだなというふう認識するようになりました。

現在、地域医療構想、地域包括ケアシステムの構築という、まさに八代の医療・介護のグランドデザインを描くような話し合いが進行しているのは委員の方々も御承知のこととは思いますが、市立病院のやっぱり今後の方向性というものを、そういう問題と絡めまして検討していただければと常日ごろ考えるようになっております。

地元の方、これはもう宮地の病院として発足いたしましたんで、やはり病院があったほうがよいという、しかしながら、全市的に考えたときに、果たしてどのような貢献ができるのかというのは非常に問題も抱えております。ただ、66床というわずかなものをどう生かすかというのが今問われているのではないかと思いますので、そういう観点の御意見もですね、聞いていただければというふう思っております。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（高山正夫君） 1点ちょっと気になる
ところがありますので、ちょっと質問させてい
たきます。

23ページですね、病床の利用状況なんで
すが、一般病床が66、結核病床が30床ちゆ
うことで、ベッド数の関係もあろうかと思いま
すが、この結核病床というのは実際、28年度
はゼロ人という形なんです、その以前からも
うずっとゼロの状況なんでしょうか。

○市立病院事務部事務長兼医事係長（田中智樹
君） 結核の病床についてはですね、ここ五、
六年、多いときで5床とか、大体一人、二人か
3人というぐらいで、10に満たるとは、ま
ずはここ10年ぐらいはもうないということで。
結核患者の全体的な全国の結核患者数が減って
はきておりますけども、ゼロにはならないとい
う部分で、当院でも県南のところで病床持って
おりますけども、そこでも3名から多くて5名
というところでした。

○委員（高山正夫君） 済いません。ちょっと
仮定の話で申しわけないんですけど、例えば再
建を考えておられた場合にですね、こういった
結核病床は今後も残していくという考え方なん
でしょうか。

○市立病院事務部事務長兼医事係長（田中智樹
君） 病院の形態にもよると思います。まず、
医院ですね。19床以下でございますと、まず
結核病床を持つことができませんので、一応1
9床以上の病院でないといけませんし、これも
先ほどの仮にという話なんですけれども、病床
を持つようになった場合については、結核病床
の30床は、今、協議をずっと行っております
地域医療構想とは別のステージで話し合われる
部分です。地域医療構想は一般病床についてと
いう部分ですので、この30床については、県
の結核調整会議のほうで、今後の当院の方向性
をもって、そこでまた県南のどこかにというこ
とで御相談をすることとなると思います。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○市立病院院長（森崎哲朗君） ただいまの田
中の答弁にちょっと補足させていただきますけ
ども、現在、八代地域、それから人吉、水俣の
県南の地域で、やはり結核の患者さんはある一
定程度でやはり発生しております、月に新規
で大体6名から7名程度は発生がございま
す。

現在、どのように対処しているかと申します
と、緊急入院で行って結核が判明した場合は、
多くの方は熊本南病院、これは松橋のほうにあ
ります、に入院をお願いしております。

その中で、高齢で認知症等がひどい場合には
こころの医療センターですかね、あそこは
（「城南」と呼ぶ者あり）城南のほうにござ
いますかね。そのほうの受け入れ。あと、透析
等を必要とする場合には、熊本の江南病院等
で受け入れていただいているのが現状ございま
す。

ただ、熊本南病院も元々100床の結核がご
ざいましたけども、現在50床まで縮小されま
して、さらに削減の予定と聞いております。県
南の結核を受け入れるところは我々のところが
唯一でございましたので、今後、全体の話し合
いの中で、やはりこれを市立病院としてどう考
えるのかというのは考えていかなきゃいけない
問題となっているのは事実でございます。（委
員高山正夫君「ありがとうございます」と呼
ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございま
せんか。

なければ以上で質疑を終了します。意見があ
りましたらお願いいたします。

○委員（亀田英雄君） 院長の市立病院の今後
についての御意見もという言葉もあったように
伺いましたので、ちょっと発言をさせていただ
きたいんですが、今まで一般質問で取り扱って
まいりまして、改選前にですね、やはり市立病

院の存続を求めてということで署名活動をしたところがですね、私の知り合いのお医者さん、熱烈に市立病院をどうにかしてくれというお医者さんが多かったんです。あの署名はこっちからお願いした話じゃなくて、そういうことがあって聞き及ばれたお医者さん、看護婦さんあたりがですね、持ち回って多くの署名を集めていただいたというふうな現実でございます。

今、現状で建てかえた場合とか、基準内繰り入れを入れない場合とかという話の中で、経営状態だけがクローズアップされる議論になっておりますが、これからの少子高齢化の時代を考えてですね、そういう声にもしっかり耳を傾けていただき、どんなものが本当に八代に必要なのかというのをですね、しっかり協議していただきたいと。そして、いち早く方針を出していただきたいというふうに意見を申し上げたいというふうに思います。

私は個人的には必要だというふうに、また申し添えて意見として申し上げたいと思います。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第70号・平成28年度八代市病院事業会計決算の認定については、認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本件は認定することに決しました。

執行部入れかえのため、小会いたします。

（午後1時40分 小会）

（午後1時41分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。審査に入ります前に、郵送にて届いております要望書

については、写しをお手元に配付しておりますので御一読いただければと思います。

今回、当委員会に付託となりましたのは陳情3件です。

◎陳情第3号・細川三斎公御茶毘所甘棠園跡地周辺の整備について

○委員長（成松由紀夫君） それでは、まず、陳情第3号・細川三斎公御茶毘所甘棠園跡地周辺の整備についてを議題といたします。要旨は文書表のとおりであります。

本件について御意見等はありませんか。

○委員（亀田英雄君） よくわからない部分があってですね、調査をかけたいというふうに考えます。継続でお願いできればと思います。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（増田一喜君） あそこの中で、私はあんまり見たことはないんですけどですね、何か草ぼうぼうとなっているような部分が結構あったように思いますけども。この文書から読み取れば、そういうところをきちんと整備して、八代市民も同じですが、ほかの観光客が来られたときにそれを見てもらえればということで出されたのですので、別に1つのほうで採択をしてあげてもいいのかなという、私はそういう意見でございます。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（庄野末藏君） この場合はですね、私たちは小学校は代陽小学校、中学校は一中という、その遊び場というごた感じだったんですけど。まずこれを利用されるときは、宮地の祭りとか塩屋の祭りは、必ず今の神馬なんか、あそこに最初は参ってから行くし、獅子もあそこで1回舞っていくような状況で、私もいつもふだんからあそこを見ながら、あそこに入るのは、代陽小学校から入って行かんばんとだろうか、

一中のほうから入ってこんばんとだろかという気持ちを持っていて、なかなか行けないという状況だったですけど。

そういう状況であるので、亀田委員が言われたように、1回継続して、1回見に行くちゆうことも1つの手法だろうというふうに思っておりますけど。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

ただいま継続審査を求める意見と採決を求める意見がありますので、どうしますか。

通常でいけば、継続から諮りますけれども。いいですか。（「どうぞ。諮ってください」と呼ぶ者あり）

それでは、本陳情については継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手少数と認め、本件は継続審査としないことに決しました。

それでは、採決をいたします。

本陳情については、採決と決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手多数と認め、本件は採決とすることに決しました。

ただいま採決と決しました陳情1件については、これを市長に送付の上、その処理の経過並びに結果について報告を求めることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎陳情第4号・八代市食肉センター跡地利活用について

○委員長（成松由紀夫君） 次に、陳情第4号・八代市食肉センター跡地利活用についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため、書記に朗読いたさせます。

（書記、朗読）

○委員長（成松由紀夫君） 本件について御意見などはありませんか。ありませんか。

○委員（高山正夫君） この近隣の食肉センターの周辺に住んでいる方のお話なんですけど、記の2番で、八代市食肉センターの歴史的云々があります。資料館等を設置することについてはですね、その展示内容等について非常に疑義が出ております。そういったところから、私としては継続としたいと思います。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（西濱和博君） ほかの皆さんからも本日は取り立てて御意見もないようではございませぬので、私も引き続き今後審議を継続する取り計らいがよろしいかと思えます。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、お諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しないものは反対とみなします。

陳情第4号・八代市食肉センター跡地利活用については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

◎陳情第7号・森林環境税（仮称）の早期実現に関する意見書の提出方について

○委員長（成松由紀夫君） 次に、陳情第7号・森林環境税（仮称）の早期実現に関する意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

(書記、朗読)

○委員長(成松由紀夫君) 本件について御意見などはありませんか。ありませんか。

○委員(西濱和博君) この件につきましては、全国の自治体でもいろいろ議論がなされている状況かとも思いますし、考え方の方向性としては一定の理解もできるというふうに私自身受けとめておりますので、本件については採択していただければというふうに思います。

以上でございます。

○委員長(成松由紀夫君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、これより採決いたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しないものは反対とみなします。

陳情第7号・森林環境税(仮称)の早期実現に関する意見書の提出方については、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(成松由紀夫君) 挙手全員と認め、本件は採択することに決しました。

ただいま採択と決しました本陳情は意見書の送付を求めたものであります。ついては、本件を審査した立場上、私どもで発議する必要があると思いますので、当委員会のメンバーで発議することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、それではそのようにいたします。

案文につきましては事務局と調整することとし、後日、発議の手続をとらせていただきます。

なお、趣旨弁明はどなたにお願いいたしますか。

(「委員長一任」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、それではそのようにいたします。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

(午後1時56分 小会)

(午後1時57分 本会)

◎所管事務調査

- ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
- ・病院・水道事業に関する諸問題の調査

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、産業・経済の振興に関する諸問題の調査、病院・水道事業に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、産業・経済の振興に関する諸問題の調査に関連して2件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

- ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査(農業委員会法の改正と本市の対応状況について)

○委員長(成松由紀夫君) それでは、まず、農業委員会法の改正と本市の対応状況についてをお願いいたします。

○農業委員会事務局長(橋本勇二君) 皆さん、こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 農業委員会事務局長の橋本でございます。よろしく申し上げます。

所管事務調査の農業委員会法の改正と本市の

対応状況についてを説明させていただきます。
座って説明させていただきます。

改正農業委員会法につきましては、昨年、平成28年4月1日より施行され、その内容は、選任方法など大きく変更されたところでございます。

本市におきましては、来年、平成30年8月1日に法律改正後初めての改選を迎えることから、現在新たな法律に沿い、その準備を進めているところでございます。

そこで、本日は農業委員会法の改正の概要と、これに伴う本市の対応状況などにつきまして御報告させていただくものでございます。

事前にお配りしております資料、農業委員会法の改正と本市の対応状況についてをごらんいただきたいと思っております。この資料に沿いまして御説明いたします。

1ページから2ページにかけまして、2枚目でございます。今回の主な改正点を3点ほど書いております。

まず、四角の1番、農業委員会事務の重点化としておりますが、言いかえますと、これは農業委員会の業務内容を拡充し、その機能を強化するというところでございます。

改正前は、農業委員会の業務として①農地法等によりその権限に属された事項、これは農地法第3条の所有権移転等の許可や第4条の転用許可などの業務でございます。②担い手への農地集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、③法人化、その他農業経営の合理化などの業務を担うこととなっており、そのうち①が必須業務、②、③につきましては任意業務となっております。

しかし、今回の改正では、②担い手への農地集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消も必須業務として位置づけられたところです。これは、地域の需要や現場に精通した人材を活用することで農地の集積、集約化、遊休農地の発生

防止、解消をより一層推進することを狙いとしており、このことにより農業委員並びにこの後御説明します農地利用最適化推進委員の業務も大幅にふえると考えております。

次に、四角の2、農業委員の選出方法の変更でございます。これまでは公選制、いわゆる選挙と市町村長の選任という2つを併用する形で行われてきました。八代市の場合は選挙により30人、それに土地改良区、農業共済、農協から各1人、市議会から4人の推薦をいただき、合計37人の委員で現在組織されているところです。

しかし、改正後は市町村長の任命制のみで行うことに改められました。ただし、これには市議会の同意が必要となっているところでございます。

また、任命するに当たっては、過半数を認定農業者が占めること、農業者以外の者で中立的な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れること。女性、青年の積極的な登用を図ること。定数は現行の半分程度とすること。任命においては、推薦、公募を実施することなどが条件となっています。

なお、これまでは、選挙区ごとに定数が定められており、その定数を超えた地区については選挙によって選出されておりましたが、改正後はそうした区域は設けず、市全体を1つの区域として農業委員の公募を行った上で任命することとなっております。

また、これまで4人の議会からの推薦をいただいておりますが、この改正により市議会は任命に対する同意を行ってもらうことから、議会からの推薦はできないことになりました。

次に、四角の3番、農地利用最適化推進委員の新設でございますが、これは今回の改正で新たに設けられた制度でございます。この推進委員はこれまで農業委員が行っていた業務の中で、特に現場活動を積極的に推進していくために、

農業委員とは別に設置されるものでございまして、下のフロー図にありますように、農業委員と密接に連携を図りながら業務を行うこととなっております。

また、農業委員は区域を設定せずに選任するのに対し、推進委員は農業委員会が定める区域ごとに推薦、公募を実施し、農業委員会が委嘱することとなっております。

主な業務内容としまして、先ほど1ページでも御説明しました②の担い手への農地の集積、集約化や遊休農地の発生防止、解消といった現場活動を中心に行うこととなります。なお、定数につきましては、政令で定める基準に従い、農業委員と同様に条例で定めることとなっております。

以上、農業委員会法の改正の内容の概要を申し上げましたが、こうした法改正を受けまして、本市農業委員会はどのようになるのかにつきまして3ページに記載しております。

八代市農業委員会の主な変更点ということで、左側が改正前、現在ということになります。右側が改正後の案ということになります。

現在は、農業委員が農地の権利移動の許可等、委員会での意思決定を行うこととともに、農耕作放棄地パトロール等の現場活動も行っているところでございます。

改正後は、農業委員に合わせて新たに推進委員が設置され、農業委員が主に委員会での意思決定などの業務、推進委員が主に耕作放棄地のパトロールや農地の集積、集約化に向けた現場活動等の業務を担っていただくことを想定しております。

また、選出方法は、先ほど御説明しましたように、これまでは公選制と選任制の併用で行われてきましたが、改正後は、農業委員は推薦、公募による市長の任命制、市議会の同意が必要です。推進委員は、推薦、公募による農業委員会への委嘱制へと変わります。

それから、定数につきましては、現在37名で、その報酬につきましては、表内に記載されてあるとおりでございます。改正後の定数並びに報酬につきましては、12月議会に関係条例案を御提案すべく、現在検討を重ねているところでございます。この検討につきましては、37人の農業委員の中から、各選挙区代表などの9人の農業委員と農林水産政策課、農業委員会事務局とで農業委員会定数等見直し検討会を組織いたしまして、新制度に係る研修会や先行自治体への視察研修など、情報収集を行いながら検討を重ねているところでございます。

そうして検討しました結果は、3ページの中段以降にありますように、定数条例や報酬条例及び関連する規定という形で整え、条例に関しましては、12月議会に御提案したいと考えております。

次に、4ページでございますが、これまでの経過と今後のスケジュールを記載しております。5月から9月にかけては、今、御説明しましたように、検討会で情報収集や協議を行っている主なものを書いてございます。

そして、中ほどの10月の経済企業委員会での説明が本日でございます。今後でございますが、12月議会に条例等を御提案すべく引き続き準備を進めてまいります。そして、年明けから3月まで推薦、公募に向けた準備を進め、4月から1カ月間募集を行いたいと考えております。

募集期間終了後、5月に候補者評価委員会で候補者の評価を行い、評価委員会はその結果を市長に報告いたします。そして、6月議会におきまして、農業委員に対する任命同意をいただくこととしております。同意が得られましたら、8月1日に、市長が農業委員の任命を行います。同日に、推進委員につきましては、新たに選任された農業委員会より委嘱をする運びとなります。

以上のようなスケジュールで進めていきたいと考えているところです。

特に、この議会に直接関係するところを繰り返しますと、12月に定数並びに報酬に関する条例、来年3月にそれにかかわる予算、それから6月に農業委員の任命同意というスケジュールを御承知おきいただければと思います。

次に、5ページから6ページでございますが、先ほど3ページで定数と報酬については、現在検討中ということで御説明を申し上げましたが、これについてももう少し説明を加えさせていただきたいと思います。

農業委員会の定数につきましては、市町村で何人でも自由に定められるものではなく、5ページにありますように、農業者数と農地面積によって上限が定められております。

八代市の場合は、区分の(2)に該当しますので、これまでは30人、これに議会や団体からの推薦枠7人を加えて合計37人で活動を行ってきているところですが、改正後は19人が上限となります。推進委員を委嘱するかしないかでも違うわけですが、推進委員を委嘱しないことができる農業委員会については、米印に書いてありますとおりに条件がありまして、八代市の場合はこの条件を満たさないため、推進委員を委嘱することになります。したがって、農業委員の上限は19人ということになります。

下段の農地利用最適化推進委員の定数につきましては、農地面積100ヘクタールに1人程度とされておりまして、八代市の場合、計算上の上限は63人となります。仮に2つの上限値を足し合わせますと82人となりますが、これは農業委員会の効率的な観点からも現実的ではなく、推進委員の地区設定、拡充された業務内容、委員報酬など、予算面などから総合的に判断していくこととなります。

参考までに、先行自治体においては、現行の二、三割増の定数で設定されているところが多

いようであります。

6ページの報酬についてでございますが、今回の制度改正に伴い、農地利用最適化交付金というのが交付されることとなりました。これは、農業委員や推進委員の活動実績や成果に対して交付されるもので、委員報酬の一部に充てることのできるものでございます。先行自治体でも交付金を活用した報酬体系となっており、本市でもこれらを参考に検討しているところでございます。

以上、農業委員会法の改正内容並びにそれに伴う本市の準備状況ということで御報告申し上げます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について何か質疑、御意見などはありませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で農業委員会法の改正と本市の対応状況についてを終了いたします。

執行部入れかわりのため小会します。

（午後2時14分 小会）

（午後2時15分 本会）

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（八代民俗伝統芸能伝承館（仮称）について）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、八代民俗伝統芸能伝承館（仮称）の整備についてをお願いします。

○経済文化交流部次長（桑原真澄君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）お疲れさまでございます。経済文化交流部の桑原でございます。

八代民俗伝統芸能伝承館（仮称）でございますが、の整備につきまして、文化振興課一村課長より御報告をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○文化振興課長（一村 勲君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）文化振興課の
一村でございます。失礼ながら、着座にて説明
をさせていただきます。

お手元に、ファイルとじの基礎調査概要書と
いう資料と、あと1枚物の八代民俗伝統芸能伝
承館（仮称）についての資料をお配りしてると
思いますが、不足はございませんでしょうか。

それでは、まず基礎調査概要書の1ページを
お開きください。なお、この後、八代民俗伝統
芸能伝承館（仮称）という名称を単に伝承館と
読みかえさせていただきます。

今年度、伝承館建設にかかる基礎調査業務委
託費の予算を御承認いただいたところでござい
ますが、去る9月末に基礎調査が完了いたしま
したので概要を報告させていただきます。

まず、この基礎調査実施の目的でございます
が、妙見祭を始めとする市内各地の民俗文化財
の保存継承と交流促進を目指しまして、情報発
信拠点基地を建設するに当たり、伝承館に求め
られる施設像というものを明確にするため実施
したところでございます。

次に、市内各民俗文化財の現状につきまして
は、聞き取りの結果、少子高齢化による構成員
の減少、資金不足による衣装などの劣化、収蔵
施設の整備状況など5つの課題が挙げられたと
ころでございます。

これらを、5つの課題をクリアするために施
設整備のコンセプトを、以下にございます①継
承、②発展、③交流の3点としたところでござ
います。

次に、伝承館の位置づけと役割でございます
が、まず本市の伝統芸能の保存継承と交流促進
を図る中核施設として位置づけをいたしまして、
伝統芸能を生かした持続可能な地域おこしを目
指すということ。他方、市内各地の既存の収蔵
及び展示施設につきましては、地域拠点といた
しまして、伝承館と連携するということござ

います。

なお、小さい文字で申しわけございませんが、
2ページの上の図はそのイメージ図となってお
ります。

次に、本年6月に関係団体参加によりますワ
ークショップを開催したところでございますが、
そこでは、稽古する場所や保管する場所がない、
後継者がいないなどといったさまざまな意見が
出され、それぞれ右の欄に集約の解決策が記載
されております。

続きまして、3ページをごらんください。こ
の基礎調査におきましては、富山県の高岡御車
山会館と出町子供歌舞伎曳山会館及び埼玉県の
川越まつり会館の3つの類似館について、ヒア
リングを行いました。

その中で、建物につきましては、十分な収蔵
庫の高さの確保や吹き抜けを用いた展示空間、
展示室につきましては、歴史文化の体験を、そ
のほか、笠鉾組み立てスペースの確保など、考
慮した設計が望まれるとの結果が出されてお
ります。

続きまして建設地の検討でございますが、八
代妙見祭保存振興会が平成24年に発表しまし
た提言書に記載の下の5カ所につきまして、建
物の想定面積、文教施設との連携、用地取得費
の有無、交通アクセスの利便性など6つの視点
から、課題の整理、検討を行ったところでござ
います。

この6つの視点で点数化しましたところ、候
補地5の八代市厚生会館第2駐車場、これは厚
生会館西側の駐車場のことでございますが、こ
こが最も評価が高く、ワークショップにおきま
しても、この場所に意見が集約されたところで
ございます。

ここで、別紙、八代民俗伝統芸能伝承館（仮
称）についての資料をごらんください。1枚物
の資料でございます。

下半分の図が第1候補地の現状と整備のイメ

ージ図でございます。左側に市立博物館、裁判所、厚生会館が並んでおりますが、赤く表示された部分が都市公園の八代城跡公園でございます。この公園内にあります博物館、図書館、厚生会館などの建物の合計面積が現状では都市公園法で許容された建築面積を超過し、条件つきで了承されているところでございます。

右の図をごらんください。伝承館の場所のイメージ図でございます。ここには現在、厚生会館別館がございますが、これを解体し、都市公園に含まれない場所に伝承館を建設することを考えております。

このことにより、まず都市公園での建物面積が減りまして、都市公園法の許容面積超過の解消が図られます。次に、敷地内の駐車スペースが広がり、インバウンド需要に対応できるよう大型バス駐車場の確保が図られます。さらに、練習や公開の場である伝承ルームを設けることで、これを隣接する厚生会館ホールのリハーサル室としての活用も見込んでおります。このような利点があることから、ここを第一候補地としたところでございます。

恐れ入ります、再び概要書の3ページの説明に戻らせていただきます。

伝承館に必要な機能といたしまして、防火や防災対策を施した各出し物を収容する収蔵機能、民俗芸能の練習や公開ができるスペースである伝承ルームのある継承・後継者育成機能、多言語情報発信や文化財としての価値を損なわないガイダンス機能、そして、コミュニティスペースや会議室を設けた公益空間機能の4つが挙げられております。

次に、伝承館の規模につきましては、先ほどの4つの機能を満たすために必要な最小面積を下概念図に色分けしてお示ししております。

なお、この図は2階建てを想定したものになっておりまして、各機能の配置は仮置きでありますことをあらかじめ申し添えておきます。

まず、1階の赤色部分が収蔵機能で約300平方メートル、緑色の継承・後継者育成機能が150平方メートル、紺色の事務所・学芸員室等が約160平方メートル、紫色のガイダンス機能が約280平方メートルです。

右側の2階部分にもガイダンス機能が表示されておりますが、これは2階まで吹き抜けになっていることをあらわしております。そのほか、オレンジ色の会議室と和室が合わせまして約266平方メートル、そのほか水色のトイレ部分などを含みまして、建物全体で約2000平方メートルを想定いたしております。

次に、伝承館建設計画の基本的な考え方といたしましては、3つのコンセプトをもとにするとともに、ユニバーサルデザイン、バリアフリー、耐震性能などや今後の実現化方策の検討を行いました。

最後に、今後の課題といたしましては、収蔵、展示、情報発信などの方法の検討や体験型事業の検討など、ごらんの9項目でございます。

以上で基礎調査概要書の説明を終わらせていただきます。

再び、別紙八代民俗伝統芸能伝承館（仮称）についての資料をごらんください。

上のほうに建設整備のスケジュール案と示しておりますが、基本実施設計業者選定はプロポーザル方式を予定しておりまして、また、平成30年度早々にも建築及び展示の基本実施設計に取りかかれますよう、12月議会におきまして、業者選定委員会費用を補正予算にて、また、基本実施設計費につきましては、債務負担行為でそれぞれ計上させていただきたいと考えているところでございます。

その後、年明け3月までに設計業者選定を行い、年明け4月に契約、そして来年度いっばいを基本実施設計期間として予定をいたしております。

伝承館は平成32年12月竣工を目指してお

りまして、工期は約18カ月間を見込んでいますところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（増田一喜君） 3ページで、建設地の検討ちゅうて5カ所ほど書いてあったんですけど、これ、1枚物にしてんのは、これは第5番目の候補地を出してあるのかな。（文化振興課長一村勲君「はい、そうでございます」と呼ぶ）

何でほかのこの場所は一々しなかったんでしょうかね。5カ所あるけど、この5カ所が決まりということなんでしょうか。

○文化振興課長（一村 勲君） 3番目の建設地の検討のところ、候補地5を第一候補とさせていただきます関係で、それをより詳しくイメージしていただくために、この1枚物の資料をつくらせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（増田一喜君） これ写真合うとつとかかな。（「合ってますよ」と呼ぶ者あり）何か建物の長さが違うような見え方するんやけど。まあ、いいや。後から聞きます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

ほかに何かございませんか。

○委員（庄野末藏君） 今、この場所だったら、有力候補地ですけど、代陽幼稚園が駐車場として使いよるですね。年に3回か4回ぐらいは。その代替地ちゅうか、それはどこか確保するとか何か考えてあつとですかね。

○文化振興課長（一村 勲君） まだ幼稚園さんの駐車場の代替地確保につきましては、議論はこれからのところでございます、また、当日、厚生会館及び伝承館あたりでのイベントの有無、その他にも関係してこようかと考えております。できるだけ幼稚園さんにですね、建設

に係る御迷惑がかからないようにしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかに。

○委員（増田一喜君） さっさっさって説明されたからもう追いつき切らなんだけども、展示室は、これはガイダンス室になるちゅうことですか、1つは。

○文化振興課長（一村 勲君） はい、そのとおりでございます。

○委員（増田一喜君） もう一つ。ここに展示室ですね、伝承館をつくるってなったら、これの管理は結局は市の職員さんがするんですか。それとも、これを実際に神行行事なんかされる、今まで町内とかがずっと守ってこられたけども、そういうこの関係はどうなるんですか。

○文化振興課長（一村 勲君） 今後、建設後の館の運営となります。これはまだこれから検討すべきところでございます、今のところ、どの団体にお任せするといったことはまだ決まっておられません。

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかに。

○委員（増田一喜君） ちょっと心配すんの。今まで一生懸命、こう町内で守ってこられた。だけど、こうやってつくりました。はい、行政が管理するその施設に入れました。私、ほっとしました。もういいのかなといったら、今までの意気込みが果たして続くのかなと、そういうちょっと心配があるんですよ。そこらあたり十分協議してもらって、入れるのは入れるんだけど、ちゃんとそこを後継していくちゅう、そういうのもきちんと今までどおりやってもらわないと。行政にお任せしました、はいとなると、今度は行政の仕事量が大変ふえてくるちゅうことになるし、また、それに対する予算もまたふえてきやせんかなちゅう、その懸念があるもんだから、そこらあたりきちんと対応しとってもらえるように考えておられるのかな

と。思。つ。て。

○文化振興課長（一村 勲君） ありがとうございます。今後、館の運営につきましては、関係団体の皆さんとも協議をしていくと思いますが、この施設の最大の目的が伝統文化財の保存と継承ということでございますし、それに向けた動きが何がベストなのか、そういったところを探りながらですね、考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（高山正夫君） 選定箇所ですけれども、ワークショップで最も評点が高かった候補地がこの写真に載ってるんですけども、場所的に、せっかく新しくいいものをつくるのであれば、メインストリートがお城側と図書館側とするならばですね、そちらのほうから、何か、これ裁判所ですか、これに隠れて見えんごととなっとなかなかという気もするんですけども。

○文化振興課長（一村 勲君） 御指摘のとおり、現在地におきましては、厚生会館ホールと裁判所さんの建物の陰になるんじゃないかと、御懸念はもってございませぬ。

ただ、ホールの前の芝生部分につきましては、史跡ということで、その上に建設ができないことになっております。その上で、一番駐車場を広くとれて活用が便利な場所というところで、この白く塗った部分ですね、想定したところでございます。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにありませんか。

○委員（西濱和博君） きょうの御説明、中身、御丁寧に御説明いただきましてありがとうございます。さきの議会の一般質問の中で、本件について質問なされた議員さんいらっしゃいましたが、その折、候補地については、きょうお

示しいただいたところが有力な候補地というような表現でいらっしゃったかと思いますが、本日の委員会への御説明については、今後いろいろな調査をしていく中において、位置がどこかという非常に大事な時期を迎えているというふうに認識しておりますけれども、市の方針として、ここにというような1つの御意思を表現、明確にお示しになられたというような受けとめ方でよろしいでしょうか。

○文化振興課長（一村 勲君） おっしゃるとおりでございます。

○委員（西濱和博君） 1つの節目を迎えたなというふうに思いますし、しかるべき委員の皆様方が総合的に、客観的に評価なされた結果だというふうに重く受けとめますので、理解をしたいと思います。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにありませんか。

○委員（亀田英雄君） 計画がここまで進んできてという、もう全然ほとんど知らなかったという不名を恥じるばかりなんですが、平成32年12月竣工ということは、新庁舎建設の完成と同時ですよ。ですよ。

で、ここまでこんなものできるという、全然引っかかってもおらんだったもんですけん、今いろんな事業が計画されとっじゃないですか。その外づけになるの、この予算的にですよ、外づけになるのか、財政的にその内枠になるものなのかちゅう——。私にすれば、唐突感が否めんとですたい。既存の流れの中で、外づけに予算も持ってこられるのか。その財源ってのは、一般質問では有利な財源ってしか聞かんだったんですが。財源の手当も含めて、外づけなのか、何て言いますか、既存の今までの予算の流れの中で対応されるつもりなのか。財政的なものがわからんて言いなればそこまでですばってんが、全庁的な把握の中で、どのような流れになるの

か。予算的な面をわかってる範囲でお知らせください。

○委員長（成松由紀夫君） 財源の根拠について。

○文化振興課長（一村 勲君） 財源については、これまで、一番最も有利なものということで表現しておりましたが、今のところ合併特例債を考えておまして、その32年の12月といたしたものも合併特例債の期限を見込んだところでの期間でございます。

○委員（亀田英雄君） 外づけなのかというです。いろいろな財政の流れがあつとじゃなかですか、事業費。で、これまたすぐ、今までの特例債の流れの中に足してこれを計画されたのか。わかりますか、意味は。

既存の財政の流れの枠内で計画さるつとですか。特例債の期限に間に合わせたちゅうことならば、外づけなんでしょうっていう感がいたしますが、今、特例債って初めて聞いたもんですけん。そげん話になつとですけん。

○委員長（成松由紀夫君） 誰が答えますか。

○文化振興課長（一村 勲君） 今お尋ねの件でございますが、財政サイドとも協議をいたしまして、委員さんがおっしゃるその外づけということになるかとは思いますが。（委員亀田英雄君「外づけですね。わかりました」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で八代民俗伝統芸能伝承館（仮称）の整備についてを終了します。

そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件につい

てお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件及び陳情1件については、なお審査及び調査を要すると思しますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって経済企業委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

（午後2時38分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成29年10月11日

経済企業委員会

委員長